

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (12)統計法(平19法53) (i) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (i) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。</p>	<p>令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。</p>	<p>【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_2</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知した。</p>	<p>【厚生労働省】全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部長及び後高齢者医療広域連合事務局長会議(平成31年3月12日付け保険局国民健康保険課説明資料)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_3</p>	<p>厚生労働省保険局国民健康保険課</p>
<p>【経済産業省】 (3)中小企業信用保証法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>セーフティネット保証の認定事務に係るQ&Aに、市区町村が認定を行う理由を追加し、周知した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>中小企業庁事業環境部金融課</p>
<p>【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であり、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【国土交通省】飛行経歴が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日付け)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_6</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の業務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者(7条)については、当該地域における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合等であって、一定の条件を満たす場合において、都道府県知事の許可を受けて、他の薬局において薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 ②措置済み(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課共通知)</p>	<p>へき地における薬局の管理者については、当該地域における確保が困難である場合等に、他の薬局で薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の業務許可の考え方について(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_7</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局総務課</p>
<p>【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv) 保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。</p>	<p>—</p>	<p>生活保護業務において、休業補償給付等の支給に関する情報を円滑に取得できるよう、照会先を周知するとともに、様式を統一した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく労災給付に係る調査について(平成31年3月29日付け社援保発0329第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_8</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審査との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方については、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告を踏まえ、引き続き検討するとともに、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫について、ガイドラインの配布により周知する。</p>	<p>令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。</p> <p>検討会における最終報告において、 ・現状の審査による審査手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として行われているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること</p> <p>・情報公開条例に基づく他分の審査手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るよう、この点について、現時点においては十分な集約が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も概する必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること</p> <p>等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審査手続の在り方について引き続き検討を行うとともに、最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫(審査庁における審査手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応)を令和4年6月28日に整備・配布した事務取扱ガイドライン等において示した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省行政管理局調査法制課</p>
<p>【総務省】 (12)統計法(平19法53) (i) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (i) 国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。</p>	<p>令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。</p>	<p>【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_10</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (a)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (イ)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))】</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び回職代理人の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年5月31日付け総行選第19号総務大臣通知) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_11</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (a)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (イ)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))】</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び回職代理人の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新旧対照表(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律)について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_12</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭23法67) (イ)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収については、電子マネーの取扱いが可能である旨を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_13</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (イ)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>火葬場の経営については、民間事業者が事業主体となり得ることを通知した。</p>	<p>【厚生労働省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年4月11日付け厚生労働発011第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_14</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (イ)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の持続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。</p>	<p>—</p>	<p>火葬場の広域化・官民連携については、市町村から相談があった場合には適切に応じよう、都道府県に通知した。 また、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に情報提供した。</p>	<p>【厚生労働省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年4月11日付け厚生労働発011第1号) 【厚生労働省】火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例について(令和2年3月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_15</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課</p>
<p>【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令> 【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)】</p>	<p>踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことと鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものと明確にし、通知した。</p>	<p>【国土交通省】踏切道の新設に係る取扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_16</p>	<p>国土交通省鉄道局施設課</p>
<p>【総務省(2)】【財務省(1)】【厚生労働省(2)】 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要な滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【厚生労働省】国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について(平成30年12月25日付け保国発1225第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_18</p>	<p>—</p>
<p>【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>成年後見人等の法定代理人については、窓口において、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを、住民基本台帳事務処理要領の一部を改正し、周知した。</p>	<p>【総務省】住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け総行第196号通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_20</p>	<p>—</p>
<p>【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途にして、その施行の状況や効果、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参照し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和4年6月26日付け外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和4年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.htm#h30_21</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	22	12.その他	中核市	尾崎市	内閣官房、内閣府、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罰) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康との関係に着目した調査・分析を行い、所得情報と、地方税法第22条、地方公務員法第34条に於ける課税情報目的の再利用を可能としたい(249字)	本市では、EBPM(証拠に基づき政策立案)を推進しようとしているが、家庭の経済状況と子どもの学力や健康との関係に着目した調査・分析を行い、所得情報と、地方税法第22条、地方公務員法第34条に於ける課税情報目的の再利用を可能としたい(249字) 他方で、空家対策の推進に関する特別措置法により、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的の再利用を可能としたい(249字)	【支障事例】 分析の範囲問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づき政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悪用する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、適切であると考えられる。このことが、市民に資する高い政策を提供するの大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	—
H30	23	03.医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨床個票)の内容及び手続きの簡素化を求めらる。	現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨床個票)」の提出が必要となっているが、当該臨床個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなりの大きい。更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2018/teishobosyu_jekka.html	
H30	24	12.その他	一般市	由布市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第31条第1項	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期の繰り上げ	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が殆どなされないため期日前投票ができない、といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵便環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、依頼の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求めらる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2018/teishobosyu_jekka.html	
H30	25	02.農業・農地	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久方高麻町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、高知県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法	林業の技能実習2号認定に係る全国的な業界内における業界内の合意形成要件の緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対象職種・作業→林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手挙げ方式」で行えるようにすること。	—	
H30	26	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久方高麻町、松前町、砥部町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前期1を併用、「医療介護提供体制改善推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要綱」、「地域医療介護総合確保基金の活用」に当たっての留意事項(以下、「交付要綱等」といふ。)を年度当初に発出すること	地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。これら要綱等、基金事業の対象者や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者にとっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができません。年度当初からの事業実施への足を踏むケースもあり、事業目的の達成が困難となる。 【参考】 当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)とヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2018/teishobosyu_jekka.html
H30	27	03.医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久方高麻町、松前町、砥部町、内子町、伊予町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第32条第2項	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童福祉法における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応(進行)機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	—
H30	28	01.土地利用(農地除く)	一般市	魚沼市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区に限らず、立地適正化計画策定の指図した自治体において人口集中地区となっていない区域に該当すること、対象区域の要件の緩和を柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館も対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めた。平成29年度の事業採択を目指し、魚沼市立正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年自治体調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなりました。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teishobosyu/2018/teishobosyu_jekka_yosan.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (a) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目的として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【厚生労働省】 (55) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (v) 臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)の簡素化を図る。</p>	<p>指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和5年4月1日より運用を開始した。また、指定難病患者データベースの利用に関する医療機関向けの資料を各都道府県宛に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。 臨床調査個人票については、記載項目の見直し等を行い、「指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年4月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)」を各都道府県・各指定都市宛てに通知をした。</p>	<p>【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医療機関向け周知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiyuu/kenkou/nanbyou/index_00003.html 【厚生労働省】「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について(令和5年4月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_23</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (1) 投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目的とする。</p>		<p>投票所入場券の交付については、選挙期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に公布できるよう通知した。</p>	<p>【総務省】投票所入場券の活用について(令和元年5月24日付け総行管第36号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_24</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【厚生労働省】 (26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。また、当該交付金交付要綱を併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 【措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)】</p>		<p>医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱の毎年度の発出を廃止し、当該要綱を併せて発出している通知を可能な限り早期に発出するように措置した。</p>	<p>【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知) 【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知) 【厚生労働省】地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、振興課長、保険局医療介護連携政策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimboosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_26</p>	<p>厚生労働省保険局医療介護連携政策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(概要等)	
H30	37	03 医療・福祉	一般市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化 【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」 ①「戦没者等」欄のうち、「もの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」、「除籍時の本籍等」は自治体使用欄とする。 ②「国債の償還を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄 ③「国債の償還金の希望支払場所」欄 ○「戦没者等との遺族の状況等」欄 ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。) ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄	法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおいて請求書類の記入項目の互換性による書類の簡素化により、手続きの負担軽減を図るもの 【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより複雑になっている。 請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。 【参考】 第十四回特別弔慰金の請求受付件数:3,199件	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	38	03 医療・福祉	指定都市	京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども子育て支援事業計画」に基づいての審査調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この審査調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域性を取捨する際」は、自治体へ事前協議を行うようにされる。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市へ法的な手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みが不確実な地域が多量に発生している状況においても地域特定員を設けた企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じると、需要(自治体)供給(事業者)のミスマッチが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	39	09 土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 「水管理・国土保全局所管補助事業等」に係る財産処分承認事項の拡充 (国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 (包括承認) 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長等が財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長等が財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。 【支障事例】 平成30年1月11日から4日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨て場の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬積雪車等の円滑な通行に支障を来した。 これを受け翌16日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を隔て川田川岸(さいがきがら)浄化センターを新たな雪捨て場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局長等へ一報のうえ承認を待たず同日夜より雪捨て場の使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 (1)雪捨て場の開設承認、積雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 (2)申請から承認までの10日間は当該財産処分が法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	40	06 環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条第1項第2号のイ、任意留保等が窓口となっている飼いま登録について一元化を行う。	飼いま登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意留保等が窓口となっている飼いま登録について一元化を行う。	現在、申請者ある飼いま登録は、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 (1)登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別) (2)マイクロチップの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば登録された犬や迷子犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における適切な予防措置に取り組みことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防策にもつながる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	41	07 産業振興	都道府県	徳島県、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	一般高圧ガス保安規則関係例示基準	水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大	水素ステーションの整備促進の支障となっている水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大、地球環境化対策の推進と燃料電池自動車ユーザーの利用促進を図る。	—	
H30	42	07 産業振興	都道府県	徳島県、京都市、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第35条	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法の緩和	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。	【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るため、既に学会その他の民間団体に設置の実態等に即した保安検査方法が指定されている。天然ガスと同等のものとして取り扱ったこと。 【具体的な支障事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかさみ、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	—
H30	43	01 土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国営保安林を解除する権限(について)都道府県へ移譲を行う。	国営林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(堤防等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が複雑となる。 国道の新設や改良が保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して(国国土交通省)の所有物となつた後は、林野庁が管理する国有林で無いのにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。 本来権限が移譲がなされる保安林のものには何ら変更が無いことから、是正を強く求めたい。 公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	—
H30	44	01 土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、和歌山県、愛媛県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県へ移譲を行う。	道路の新設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いことも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一貫性が損なわれている。	—
H30	45	10 運輸・交通	知事会	九州地方知事会、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条	自家用有償旅客運送の実施主体の追加	市町村やNPO等による自主運行も困難な地域において、地域公共交通会議で認められた場合には、地域住民の移動手段としての社会貢献的な活動として輸送サービスを行う商工業事業者、観光客の移動手段として輸送サービスを行う旅館事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	【支障事例】 昨年、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイナの見直し、運行本数の減便等が実施されているところ。また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化する中で、地元自治体は、限られた人的・物的資源を有効活用を図るため、交通事業者以外の主体による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定されているため、全活用できない制度となっている。 【懸念の解消策】 国交省は、「自家用有償旅客制度は運送業が成り立たない地域において例外的に認められるものであることから、非営利団体に限っている」としているが、自家用有償運送の制度において、その対象は実費の範囲内とされており、営利を追求できるものではないため、主体を非営利団体に限る必要はないと考える。また、法人格の違い(営利・非営利)によって、輸送の質が変わることにはならないと考える。そこで、輸送サービスのものによる利益を目的とせず、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行う民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。なお、自家用有償旅客制度の実施主体の登録にあたっては、各関係者が構成員となる公共交通会議等における合意が必要となるため、一定の正当性も担保できると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><法令> 5【厚生労働省】 (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 〔措置から(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号))〕</p>	<p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、省令を改正し、簡素化した。また、特別弔慰金に係る事務処理マニュアルを都道府県に配布した。</p>	<p>【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号) 【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】第十一回特別弔慰金マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_37</p>	<p>厚生労働省社会・援護局援護・業務課</p>
<p>【国土交通省】 (20)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年におわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年におわたる事前の財産処分承認申請が可能であることを地方整備局及び地方公共団体に周知した。</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け国土交通省水管理・国土保全局総務課課長補佐事務連絡)</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け国土交通省水管理・国土保全局総務課課長補佐事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_39</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局総務課</p>
<p>【厚生労働省(23)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップ化、並びに鑑札装束の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><法令> 5【厚生労働省(42)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) マイクロチップによる犬の情報登録(令元法39)による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されること。当該規定による犬の登録及び狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬病予防法の特例(改正後の39条の7)に基づき、令和3年度中に省令を定め、令和4年6月から所有者情報の登録を行う情報登録システムを活用して一元化することとする。</p>	<p>令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律39号)が成立・公布され、犬猫等販売者については、犬猫へのマイクロチップの装着及び情報登録の義務が課された。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、特例として、市町村長(特別区にあっては区長)の定めがあるときは、環境大臣が指定する指定登録機関から市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、環境省が定める内容(所有者情報等)を通知することとされており、これにより、当該通知を狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなし、装着されているマイクロチップを従来市町村から交付されている鑑札とみなすこととされている。 令和3年6月には、指定登録機関として公益社団法人日本獣医師会を指定し、環境大臣の代わりに登録関係事務を行わせることとした。 令和3年9月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第76号)が公布され、犬及び猫の登録等に係る手数料を定めた。 令和4年4月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)が公布され、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定を定めた。 令和4年6月には、個人情報保護や情報セキュリティ等の課題を解消し、所有者情報の登録を行う情報登録システムの運用を開始した。</p>	<p>【環境省】動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について(通知)(令和3年6月15日付け環境大臣通知) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_40</p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H30	46	05_教育・文化	都道府県	徳島県、高知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、武蔵野市、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	地方一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在籍する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島県政策推進において要望する中、昨年文部科学省から「地方在住者による区域外進学制度の活用について」(通知)が出され、区域外進学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転入入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、まだなは、転校手続きが続行教育の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	—		
H30	47	03_医療・福祉	一般市	うるま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童健全育成事業に係る施設等に関する基準の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を適用する措置を講じている認可外保育施設で2号以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭等が重要であるが、地方自治体卒業生等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業生等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者等であって、市町村長が適当と認められた者が、定められている。この、「児童福祉事業」又は、「放課後児童健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている者が対象となる判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間ある認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html	
H30	48	02_農業・農地	都道府県	青森県	農林水産省	A 権限移譲	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」) 第19条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合に、当該市町村長が認可できようとする。また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直しを。また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直しを。	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」) 第19条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合に、当該市町村長が認可できようとする。また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直しを。	【支援事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による賃借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間、比較的短期間で手続が完了する。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への賃借手続(市町村段階の縦覧期間)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要な配分計画は、知事認可を要する。また、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html		
H30	49	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず「社会福祉士」、介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的資格まで広げること。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び市で実施している研修受講により調査業務を実施可能とした。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に属したところ、これに該当する者が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。このことから、介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が十分な人材確保が困難となっている。実態、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならぬところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html	
H30	50	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	子ども・子育て支援交付金交付要綱	子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を出発することが交付要綱により定められているところがあるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金額を翌年度の決算になって行っている。また交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、県との連携に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図られたい。	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を出発することが交付要綱により定められているところがあるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金額を翌年度の決算になって行っている。また交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、県との連携に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図られたい。	実態報告に基づき交付額が確定し、超過交付が発生した場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度なり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金補正予算に計上している。補正を行うと職員の負担も大きくなり、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続きを繰返し実施することになり、事務負担となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html
H30	51	12.その他	指定都市	さいたま市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法第158条	地方自治法施行令第158条(歳入の徴収又は収納の委任)における歳入科目の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。	—		
H30	52	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維不均等症)により、ベロ・ボールを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。重度訪問介護の提供場所は自宅や病院等に限定され、職能は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その後の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。就労していない場合にはサービスの利用が可能であるも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できないことは、公平とはいえない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html	
H30	53	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成29年12月21日付け子保第1221第1号「厚生労働省子ども家庭政策推進課長通知」により通知された「子育て安心プラン実施計画」作成要綱	子育て安心プラン実施計画」東定における算定基準の見直し	「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けることで、保育所等整備交付金の国庫補助率が高上げられるが、その高上げ要件を見直し。	—		
H30	54	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、第6条の規定について、①小規模保育事業等が保育士等を十分に確保していることと認められたなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める。②第3号に定める常備員の発行量となる連携施設は、市が一定の基準に基づき運営費支拂等を行っている認可外保育施設を認める。③連携施設の確保が困難である状況に際し、平成30年9月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ①小規模保育事業等が保育士等を十分に確保していることと認められたなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める。 ②第3号に定める常備員の発行量となる連携施設は、市が一定の基準に基づき運営費支拂等を行っている認可外保育施設を認める。 ③連携施設の確保が困難である状況に際し、平成30年9月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teimobosyu/2018/teimobosyu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従すべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」とする。</p> <p>なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>		<p>放課後児童クラブに係る「従すべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号)</p> <p>【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月17日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/eisambosyu/2018/h300t_tsuchi_jtmh30_47</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ)農用地利用区分計画の策定の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ロ)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができ、仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今令></p> <p>5【農林水産省】</p> <p>(8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ)農用地利用区分計画の策定の縦覧については、廃止する。</p> <p>〔措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))〕</p> <p>(ロ)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用区分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。</p> <p>〔措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))〕</p>	<p>農用地利用区分計画の策定の縦覧については、廃止した。</p> <p>また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用区分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。</p>			<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(27)介護保険法(平9法123)</p> <p>(vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今2></p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(30)介護保険法(平9法123)</p> <p>(イ)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。</p> <p>〔措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))〕</p>	<p>指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。</p>	<p>【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号)</p> <p>【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/eisambosyu/2018/h300t_tsuchi_jtmh30_49</p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課</p>
<p>【内閣府】</p> <p>(11)子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(イ)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。</p>		<p>前年度より早期に子ども・子育て支援交付金の額の確定を行い、地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【内閣府】H30子ども・子育て支援交付金確定通知依頼書(令和2年1月24日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/eisambosyu/2018/h300t_tsuchi_jtmh30_50</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(vi)重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施設と労働施設との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の促進について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><今2></p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(22)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>重度障害者等に対する就労支援については、職場等における介助等の支援を実施するための支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に基づき助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が及ぶ場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う雇用施設との連携による重度障害者等就労支援特別事業を創設した。</p> <p>〔措置済み(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等就労助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等活動対助成金の額等を定める件)の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知〕</p>	<p>重度障害者等に対する就労支援について、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度に基づき助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が及ぶ場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う雇用施設との連携による重度障害者等就労支援特別事業を創設した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者等就労助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等活動対助成金の額等を定める件)の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)</p> <p>【厚生労働省】「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について(令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/eisambosyu/2018/h300t_tsuchi_jtmh30_52</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>(ロ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)に規定する連携施設をいう。以下(同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。</p> <p>・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。</p> <p>・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の確保(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項)に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものにおいて、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにする。</p> <p>〔措置済み(家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))〕</p>	<p><今令></p> <p>5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】</p> <p>児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の確保(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項)に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものにおいて、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにする。</p> <p>〔措置済み(家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))〕</p>	<p>連携施設を確保しないことできる経過措置期間を5年間延長するとともに、連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業や市町村が独自で認証している保育所等から確保することが可能となった。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号)</p> <p>【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号)</p> <p>【厚生労働省】家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suisihin/eisambosyu/2018/h300t_tsuchi_jtmh30_54</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	55	03 医療・福祉	一般市	南房総市、水戸市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者が三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めたり、小学校教育及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めたり)、幼稚園教諭免許更新者が認められない場合には、免許更新ができる者(一時預かり事業を行う者及び行わず予定の日も含まれる)にされた。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休期中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教員研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用している。資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となる。水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことに加え、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等が負担となっていることとあわせて、教頭等が休職等不応の際は、一時預かり事業が行えない状況である。幼稚園職員の中には幼児教育資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html	
H30	56	12.その他	都道府県	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第143条第1項第5号、昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年と整理する場合の「履行があった日」とは、「履行行為の完了日」に認められ、期間満足の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれるという解釈を示された。	昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管理業務に最終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行為を完了し、通常業務負担や実施に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの業務の完了報告を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からコンプライアンス違反になる懸念を示され、対応に苦慮することがある。当該事項は、平成27年12月に総務省の地方公共団体の財務制度に関する研究会から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実施に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い厳格化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの供拠となった昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通知について、見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html	
H30	57	12.その他	都道府県	京都府、京都市、堺市、福知山市、舞鶴市、宇治市、宮津市、亀岡市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、福山市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、財政健全化法)という。1)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事項であり、今後も総務省において継続調査を行うことが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(Lasts)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。))については、地方財政決算情報管理システムより提出されている。一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債償還等額や決算統計の数値を転記する項目も多しに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアミスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけ多大な時間を要する事務となっている。また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについてもミスが発生する可能性を有する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html
H30	58	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月)(独立)中小企業基盤整備機構高度化事業部	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図ることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独立)中小企業基盤整備機構(以下、「機構」という。))への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図る【制度改正の必要性】違約金は、機構が完全の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図れないととも、都道府県に事務負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html
H30	59	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合法に暴力団排除ができることにより、条例委任又は法改正による暴力団排除事項の通知を行うこと。	【支障】近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定数参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。【改正の必要性】社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要がある。犯罪対策閣僚会議の「世界一安全な日本」創造戦略においても、「各産業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html
H30	60	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る令第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更となる件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第45号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものについては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を超えるもの」である場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。【支障】災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。重要変更となる場合は、近年災害が多発する状況下では、このような変更が生ずることも重要変更の協議に時間を要している。そのため、現行の基準を3割以上かつ単地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)とする等の緩和を行うよう求める。 ※126事業 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽減変更となる件数 30件 効果約35%件数減	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html
H30	61	12.その他	都道府県	京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法92条、93条	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際に、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数に足りていない以上としたときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は18人(公選委員9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。補欠選挙については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑み、同規定が取り除かれることと提案できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも達し、説明会の開催や投票のための資料(投票用紙や不在投票関係書類など、通常の議員選挙の選挙用紙約50種)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならない。特に、説明会等の各種事務で沿海市町村に向向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teainbosyu/2018/teainbosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【文科科学省】 (4) 教育職員免許法(昭24法147) (v) 幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令4 > 【文科科学省】 (5) 教育職員免許法(昭24法147) 幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども、子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者から幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が発行的に解消されることに伴い、通告に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年6月21日付け文科科学省事務次官通知)]</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発行的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以前に免許状の発付確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文科科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文科科学省事務次官通知) 【文科科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teambosyu/2018/h30g_tsuchi.html#h30_55</p>	<p>文科科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>【総務省】 (13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 【総務省】 (15) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。</p>	<p>総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式及び自動転記マニュアルを作成し、令和元年度決算に基づく算定様式の提出から運用を開始した。</p>	<p>【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)(令和2年5月15日付け総務省自治財政局財務調査課長・公営企業課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teambosyu/2018/h30g_tsuchi.html#h30_57</p>	<p>総務省自治財政局財務調査課・公営企業課</p>
<p>【金融庁(1)】【金融庁(1)】【財務省(2)】【厚生労働省(14)】 【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への勢力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に勢力団員等が関与し、その活動を通じて勢力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するための措置が必要であるかを検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への勢力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に勢力団員等が関与し、その活動を通じて勢力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するための措置が必要であるかを検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への勢力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に勢力団員等が関与し、その活動を通じて勢力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するための措置が必要であるかを検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への勢力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に勢力団員等が関与し、その活動を通じて勢力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するための措置が必要であるかを検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への勢力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に勢力団員等が関与し、その活動を通じて勢力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するための措置が必要であるかを検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>中小企業庁経営支援課</p>
<p>【農林水産省】 (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (a) 災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 > 【農林水産省】 (3) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 災害復旧事業の変更(施行規則2条3号)については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1000万円に引き上げる。 [措置済み(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件)の一部を改正する件(令和元年農林水産省告示第488号)]</p>	<p>災害復旧事業の変更については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1,000万円に引き上げた。</p>	<p>【農林水産省】農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第488号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teambosyu/2018/h30g_tsuchi.html#h30_60</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>
<p>【農林水産省】 (3) 漁業法(昭24法267) 南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>	<p>南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>	<p>南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>	<p>南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>	<p>南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>	<p>南区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	62	10.運輸・交通	都道府県	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業法第3条第3号 旅客自動車運送事業に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年07月7日 国土交通省令第128号 国土交通省第64号)	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人未満の過疎地域である場合(①)タクシー事業者による貨物運送とトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされた標準の適用を、合併前の自治町村単位とする。	【現状】道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可基準が平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以後は、許可の対象地域が、①道路自立対策特別措置法で定められた過疎地域又のみならず過疎地域であった。②人口3万人未満の地域である場合(限り)、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたことである。京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹波町、旧久美浜町(現京丹後市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後市域全域が過疎地域のみならず過疎地域となったが、人口3万人を超えていたため、貨客混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。 【今後の見込み】※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三和町・旧夜久野町・旧大江町(福知山市は、旧町単位のみならず過疎の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和東町、南山村、京丹波町、伊根町	—	
H30	63	12.その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府設置法(平成11年法律第89号)	死亡届出換替事務に係る手続きの改善(提出書類の見直し)	実務事務に係る手続の改善(功績調査及び履歴書の簡素化、戸籍抄本等の提出の電子化)を求めるもの。	—	—
H30	64	06.環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県	内閣府、環境省	B 地方に対する規制緩和	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	①放射線監視等交付金(原子力規制庁)及び②原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府)ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は申請時かつ原子力施設に対する環境放射線監視に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する状態がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両者のワザップを受ける必要があるが、国方針決定に当たって両府県を整備してはおり非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途と必要とされる機能が異なる部分があるが、基本的に同様の機能を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両施設に係る経費について全て按分算出させる理由はないと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html	
H30	65	12.その他	都道府県	京都府	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、関係補助を行う場合、年度末までに関係補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで関係補助事業者が事業を完了していない場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、関係補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みと支援する関係補助事業者等について、年度末までに補助金の交付を完了させることとし、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。例えば、中小企業の生産性向上のための設備購入等大きな支障となる。用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。なお、内閣府からは、関係補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにおこななければ当該年度の補助事業として完了したくないとの指摘を受けているところ。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html
H30	66	03.医療・福祉	町	高槻市、今治市、人形浜市、西条市、西条市、大洲市、伊予市、西四国中央市、西予市、東温市、九万高瀬町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生令第63号)第38条 児童館設置運営要綱	小児児童館における職員配置標準の地域の実情を踏まえた弾力的な運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとなっている。また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとしている。児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置標準においても、2名のうち各補助員が代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びを認め、本規定について、小児児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制のみ運営が可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども、子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加した。この結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html
H30	67	03.医療・福祉	町	砥部町、今治市、新治市、新市、西条市、大洲市、伊予市、西四国中央市、西予市、東温市、九万高瀬町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準と異なる町民が希望した場合などに、一括(広域的)で申請を受け及び指定できるように求めるもの	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準と異なる町民が希望した場合などに、一括(広域的)で申請を受け及び指定できるように求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受けなければならないが、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。現在、約50事業所の町内外の事務所が申請を求めているが、この申請は、今後も増加する見込され、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html
H30	68	08.消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の8	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体に災害から保護し、又は財産上の損害を軽減することを目的として、災害対策基本法第86条の8第3項の規定に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協賛することができるが、避難先とされているのは同条第5項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見込まれる中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。また、住民の生命若しくは身体に災害から保護するためには、行政区域内に限らず、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。現在、災害対策基本法第86条の8第3項で規定されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める協議を行う法的根拠が十分でない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html
H30	69	06.環境・衛生	一般市	笠間町	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で自ららの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2でいう市町村の責務と明確に分離が必要であると考えられることから、市有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。これにより、事務所が事務、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭・公共・公共ともに同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、両者がそれぞれ異なるから、財政手段等を負担している。しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主・自己財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かつ、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がっているのではないかと考えられる。また、一般家庭への施設取扱いで一番多く排出されるのが同様の性質のものから、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html
H30	70	03.医療・福祉	一般市	守口市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取扱いについて運用を見直すこと。	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっていた。平成29年度では、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することになった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することから、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。また、整備費の確保も、実施設計におよぶ年度、本体工事にかかるとともに8月の積戻の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では半年程度の整備期間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html	
H30	71	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを示す書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められようとする。	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを示す書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められようとする。	【支障事例】農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを示す書面」の添付が必須であるため、現在は国の指準により申請者に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があることを示す書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/ceianbosyu/2018/ceianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(15)】【農産省(10)】 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。</p>		<p>地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、事業の実施計画の変更や資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。</p>			<p>内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (イ)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法71)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法266条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用し一括を行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>総合事業の事業者の指定については、地方自治法の仕組みが活用できることや活用事例を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成31年3月19日厚生労働省老健局)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_67</p>	<p>厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>6【内閣府(6)】【総務省(7)】 災害対策基本法(昭36法223) (イ)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。</p>		<p>近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所(指定緊急避難場所)を指定することが可能であることを周知した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について(平成31年1月24日付け府政防第60号、消防災第21号、国地応処第70号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_68</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当) 総務省消防庁国民保護・防災部防災課</p>
<p>6【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (イ)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。</p>					
<p>6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経常局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に所要額を改正する。</p>		<p>資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成31年3月29日付730経常第3129号、30農振第4001号)</p>	<p>【農林水産省】農地法関係事務処理要領の制定についての一部改正について(平成31年3月29日付730経常第3129号、30農振第4001号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_71</p>	<p>農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	72	08.消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・電波法第102条の2から102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	防災行政用無線の「伝導障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝導障害防止区域」の指定を受けることができない指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線すべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 本市管内内町村等を並び、各種防災情報システムの通信基盤となっていた防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上99m)による電波遮断のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	—
H30	73	01.土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土利用計画法に基づく土地利用計画法に基づき、一定の面積要件を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を經由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。	国土利用計画法の土地利用等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地利用等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を經由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村等があり、そうした市町村においては正本の届出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合副本の提出についての取扱規定がないため、届出書は用紙を用いた副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならず(市町村は、権限移譲を受けている前は、副本等1部を保管)。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	74	03.医療・福祉	都道府県	愛知県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第26条第2項	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県経由事務を廃止し、申請者が直接、内閣府(消費者庁)へ申請することとする。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県(窓口は保健所)を經由して消費者庁に提出することとなっている。また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を經由し、申請者に送付される。実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行っている事務は必要数や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を經由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は郵送による提出が可能となり、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	75	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域間幹線系統確保維持改善費補助金交付要綱第7条第1項	地域間幹線系統確保維持改善費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載することとなっている「地域間幹線系統確保維持改善費に要する費用の総額、負担及びその負担額(以下「維持事業に要する額」という。)、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行回数、運行回数を)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	地域間幹線系統確保維持改善費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載することとなっている「地域間幹線系統確保維持改善費に要する費用の総額、負担及びその負担額(以下「維持事業に要する額」という。)、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行回数、運行回数を)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請するためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3年の維持事業に要する額を記載しなければならぬ。しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと見られる。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、隔日配列の際にもこののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわかちが差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかける計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	76	10.運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域間幹線系統確保維持改善費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	地域間幹線系統確保維持改善費国庫補助金のうち、車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持改善費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に際し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。))に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限及びみこみ)を設定できるようにする。「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があったから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の策定に合わせた場合でも、新しい金利を適度適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】 補助金の申請するためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合がある。金利の上昇により、計画策定時点の金利より高くなった金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となっておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに策定申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の速さに、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を受入れた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	77	12.その他	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、山手町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小笠原村、丹波山村	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電圧調整設備のデジタル化等の推進に向けたガイドライン	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設の撤去を極める前に事業者が倒産した場合の施設撤去に向けた方針を明確化する。	—	
H30	78	08.消防・防災・安全	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、山手町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小笠原村、丹波山村	警察庁、総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	消防員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教育の受講制度や自衛隊が実施する自動車運転に関する教育を消防員等が受講可能なものとする。	平成29年9月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。そこで、消防員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	79	12.その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、足柄上郡、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、調布市、山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)の制定を求める。	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在、民間人材の活用の方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用に至っていない。このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことができれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであることに、その身分保障は不安定ならざるを得ない。また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業と間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留めらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>		<p>事務処理特例制度に基づき土地売買等の事後届出の受理事務を行っている市町村においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、届出の副本の提出を不要とし、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について(平成31年3月8日付け国土令第81号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_73</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局企画課</p>
<p>【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務(26条2項)については、廃止した。</p>		<p>申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県経由事務については、廃止した。</p>	<p>【消費者庁】新旧対照表抜粋_第9次地方分権一括法 【消費者庁】特定保健用食品の表示許可等についての一部改正について(令和元年6月7日付け消費第61号) 【消費者庁】特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消費第68号) 【消費者庁】特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消費第93号) 【消費者庁】特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消費第99号) 【消費者庁】概要】特別用途表示の許可に係る都道府県経由事務の廃止について</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_74</p>	<p>消費者庁食品表示企画課</p>
<p>【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (注)地域間幹線系統に対する補助の申請時に算定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 【国土交通省】 (21)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (注)地域間幹線系統に対する補助の申請時に算定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平23国土交通省)で定められた、当該計画に記載する補助対象年度以降の費用等の記載様式を改正し、補助対象年度の計画と比較して、変動が軽微な場合には、その旨を記載することで足りるものとする。【措置済み】平成31年4月24日付け国土交通省総合政策局長・自動車部長通知)</p>	<p>補助の申請時に算定する計画については、様式を改正し、軽微な変動の記載省略が可能にした。</p>	<p>【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_75</p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (1)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。</p>		<p>補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知した。</p>	<p>【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_76</p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>【警察庁】 (4)消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であると及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。</p> <p>【総務省】 (21)消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を多岐にわたるため、地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p><令2> 【総務省】 (21)消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を多岐にわたるため、地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p>準中型自動車免許の取得費用に対する助成事業を実施する市町村の先行事例等を周知した。【総務省】 また、普通自動車免許を有していなくても準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知した。【警察庁】【総務省】 消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策として、教習所の予約枠を消防団員向けに優先的に確保すること等が有効と考えられることから、これらの方策をより詳細に分析し実施するためのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知した。【総務省】</p>	<p>【警察庁】01_準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁通第136号) 【警察庁】02_別紙資料 【総務省】消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について(周知)(平成31年3月27日付け消防庁国民保護・防災支部防災課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunkou-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_78</p>	<p>警察庁交通局運転免許課 総務省消防庁国民保護・防災支部防災課地域防災室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H30	80	12.その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和		総務省通知(平成27年8月28日) 府行経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」 直近の照会(平成29年4月28日) 府行経第14号、総行経第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、すでに100%に達している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目が24とど13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	81	06.環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省、関係府省	B 地方に対する規制緩和		PCB汚染物質の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。電気機器については、PCB汚染物質に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物質については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、事業者や分析方法において定められた基準や規格に基づき、検出される場合とされない場合があることとなり、適切な指導ができない。高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にしやすいことではなく、地方独自で基準や制度を設けることはできない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	82	01.土地利用(農地除外)	都道府県	神奈川県、千葉県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和		林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日林野庁長官通知)	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事業や不良債権化している事業者等)に限定すること。	【林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付林野庁長官通知)】の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	83	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		介護保険法	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	84	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		児童福祉法、障害者総合支援法	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	85	03.医療・福祉	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、茨城県、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	86	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和		雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設長の職氏名の記載を求められているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険法施行規則(厚生労働省令)の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣に報告する(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事業や不良債権化している事業者等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査</p> <p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認では意見を交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令 > 【総務省】</p> <p>(21) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査</p> <p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図った。</p> <p>[措置済み(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)]</p>	<p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図った。</p>			<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>(6) 汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)</p> <p>低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令 > 【経済産業省(7)】【環境省(14)】</p> <p>低濃度汚染化ビフェニル汚染物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)</p> <p>低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>低濃度汚染化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)(平成31年3月28日付)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・汚染化ビフェニル処理推進室長環境局長第1903283号・環境局長第1903281号</p> <p>環境省から本通知を发出し、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の測定方法について指示した。</p> <p>【汚染化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・汚染化ビフェニル処理推進室長環境局長第1910112号・環境局長第1910111号)】</p> <p>前通知では、一部検出下限値の設定等について検討事項としていたところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を发出した。</p> <p>その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に閣議された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	<p>【環境省】低濃度汚染化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)</p> <p>【環境省】「汚染化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・汚染化ビフェニル処理推進室長通知)</p> <p>【環境省】【経済産業省】「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」(令和4年3月31日)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_81</p>	<p>経済産業省産業保安グループ電力安全課</p> <p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>
<p>【環境省】</p> <p>(8) 汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)</p> <p>(iii) 低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、汚染化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令 > 【環境省(7)】【農林水産省(14)】</p> <p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	<p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。</p>	<p>【農林水産省】林業・木材産業改善資金制度の運営についての一部改正について(平成31年3月20日付30林政企第120号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_82</p>	<p>林野庁林政部企画課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(27) 介護保険法(平9法123)</p> <p>(iv) 介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえ、検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	<p>< 令 > 【厚生労働省】</p> <p>(31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(1) 自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、省令を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>基準省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案に係るパブリックコメントの開始について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月6日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_83</p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(ii) 障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	<p>< 令 > 【厚生労働省】</p> <p>(31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(1) 自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、省令を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回よりも回数や遅くして省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)の公布を行った。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_84</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(v) 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令 > 【厚生労働省】</p> <p>(31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(1) 自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、省令を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、省令を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部長通知)</p> <p>【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定について(一部改正について)(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)</p> <p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_85</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(24) 雇用保険法(昭49法116)</p> <p>公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。</p> <p>・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。</p>	<p>< 令 > 【厚生労働省】</p> <p>(31) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(1) 自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、省令を改正し、性別の記載を削除した。</p>	<p>公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、省令を改正し、氏名の記載を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号)</p> <p>【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_86</p>	<p>厚生労働省職業安定局雇用保険課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H30	87	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号-第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準の明確化 【具体的な支援事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務、職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られること。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	88	04.雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直しを図れること。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から過剰な事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図れることを求める。 【具体的な支援事例】 公共職業訓練等通所(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長も十分に知り得る「数量の余剰のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにもかかわらず、実施として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、担当の事務負担が生じている。以上を踏まえ、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うのではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認すべきである。 【制度改正による懸念】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長が証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図られた。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	89	12.その他	都道府県	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第二百七十七条第一項の規定による電磁的方法により作成、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法により作成、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(平成23年6月29日、総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	小規模施設特定有線一般放送の届出書は放送法施行規則第二百七十七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(第3項第30号～第34号)に定められており、電磁的方法による提出が認められているにもかかわらず、その項目(自署又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により実行し、また迅速に行き渡るを得ておらず、負担となっている。 【制度改正による懸念】 単に届出書の表の欄を電磁的に提出し得る場合、そのデータと書面と提出された書類を連動させて保管する必要がある。整理及び保存が困難になっている。また、施設が廃止されるまで個人データの取扱いが求められる可能性があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	90	06.環境・衛生	都道府県	埼玉県、茨城県、所沢市、小川町	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	大に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「大」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造する際に設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。化製場等に関する法律第9条に「動物の飼養又は取育の許可等」については、大(大)を扱うペントショップ等(動物取扱業者)も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令に定められている許可が必要動物が大が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペントショップ等で販売されている(鶏)やうさぎなどは含まれない。 動物取扱業者については、動物の変護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならないほか、化製場等に関する法律と趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「大」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消】 動物の変護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	—	
H30	91	03.医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、栗山町、幸手市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報に関する法律第6条及び第7条、レポート情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療レセプトデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすいようにするため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBデータベースについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどを見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの活用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。 【支援】 レセプトデータは、医療現場での診療に不可欠であるため、申請手続きが非常に複雑である。また、申請後に半年程度はデータ提供が停止されることとなり、申請から提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までの期間も長くなる見込まれる。また、申請時に半年程度はデータ提供が停止されることとなり、申請から提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までの期間も長くなる見込まれる。また、申請時に半年程度はデータ提供が停止されることとなり、申請から提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までの期間も長くなる見込まれる。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数を把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。ハードルの低減は平成23年度から4年度で都道府県の承諾条件が完了済みであることから明らかである。 【支援】 県民生活に直向きな地方自治体としてNDBデータの分析は不可欠であり、より積極的な活用を図る必要がある。	—
H30	92	12.その他	都道府県	埼玉県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業法施行令第1条、地方公営企業法施行令第8条の5の法的整備	下水道事業事務の所管	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理による知事事務の補助執行としての事業に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 三(三) 四(地方公営企業法)第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事業に要する経費	【現行制度】 地方公営企業法(地方公営企業法第2条)で定められているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を営んでいる。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。 【支援】 流域下水道を管理し、現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためにも、下水道局が知事の事務を補助執行することが必要である。 流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	93	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、坂戸市、栗山町、幸手市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食料産業・6次産業化交付金交付事業 食料産業・6次産業化交付金交付事業	農林水産省所管の交付金 農林水産省所管の交付金	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画審査時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化する。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料・パン粉は本事業の調理体験のために使用したものであり、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したものであり、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 また、実施計画に記述する事業の実施に必要となる経費(本事業を実施する上で必要と認められない経費及び本事業の実施に要した経費であること)を証明できない経費に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関しては、単価が時価であり、実施計画と実績報告とは、ほぼ変更が生じることとなるため、必要性の薄さにより負担が重くなる。 以上のとおり、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、内容に重複する事業を実施できない。 また、平成24年度の実験事業「地域での食育推進事業(本事業の前身)の取組」に「対象経費」についてさらに拡大したいとの第1回回答があった。しかし、今年度事業に必要な品目を協議したが、本事業に要する経費のうち汎用性が高い理由で対象外とされる品目の増加により、対象経費の拡大についてどのように対応されたのかが不明である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	94	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、川越市、所沢市、坂戸市、栗山町、幸手市、小川町、栗山町、幸手市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付事業 土地改良事業関係補助金交付事業	土地改良事業関係補助金 土地改良事業関係補助金	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業着手すべき事項がある場合は、この旨を早期に届出ることによる事業の着手を可能とする。	【現行制度】 農林水産省所管の土地改良事業関係補助金については、要綱において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支援】 現場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託による実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度中に工事を完了する場合は、7月中に換地計画原案を策定して、工事実施が行われなければならない。そのため、年度当初に換地業務を委託する換地計画原案策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができます。工事実施の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しない、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html
H30	95	02.農業・農地	都道府県	埼玉県、川越市、所沢市、坂戸市、栗山町、幸手市、小川町、栗山町、幸手市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地耕作条件改善事業交付金交付事業 農地耕作条件改善事業交付金交付事業	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められる契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められる契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html	
H30	96	12.その他	都道府県	埼玉県、川越市、所沢市、坂戸市、栗山町、幸手市、小川町、栗山町、幸手市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2第6項、地方自治法施行令第157条の2	公取納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公取納が推進されるよう、法制上の取扱いを明確化すること。	【制度改正の必要性】 電子マネーによる支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能。利用者の利便性が高い決済手段である。平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は51,436億円で6.8倍と飛躍的に増えている。また、日本の通貨に代わって外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリリンピック・パritzック競技大会は開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている1,000万人の外国人旅行者がスムーズに快適に観光できる環境整備に資するものである。 これを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公取納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支援】 地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。	—	公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、位置付けを明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_87	厚生労働省職業安定局雇用保険課
【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。	—	公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、省令を改正し、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_88	厚生労働省職業安定局雇用保険課
【総務省】 (4)放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。	—	小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知した。	【総務省】小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知)(平成31年3月27日付け総務省第31号総務省情報流通行政局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_89	情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
【農林水産省】 (13)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行う。地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の精算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (16)食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、対象となる経費の判断基準や精算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成31年2月1日付け農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)】	地域での食育の推進事業に係る対象経費の判断基準や精算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知した。	【農林水産省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_93	農林水産省費・安全局消費行政・食育課
【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に対する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。	<令元> 5【農林水産省】 (9)土地改良事業関係補助金 土地改良事業に対する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入する。 【措置済み(令和元年11月1日付け農林水産省農村振興局長通知)】	土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付について、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。	【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_94	農林水産省農村振興局整備部設計課
【農林水産省】 (11)農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	都道府県又は市町村を通じて農地中間管理機構、土地改良区等の交付対象事業者へ交付する場合は、契約書の写しの添付は要しないこととした。	【農林水産省】農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成31年3月29日付け30農振第4024号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_95	農林水産省農村振興局農地資源課
【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/feianbosyu/2018/h306_tsuuchi.html#h30_96	総務省自治行政局行政課

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	97	08.消防・防災・安全	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用	災害救助法による応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。	災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により被害が顕著し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。秋田県内での災害発生は、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していき、一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給額が安価であることから、今後も住み替えを継続したい意向がある。また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所もあり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くなる。本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となる経済的負担が大きいため、住宅購入しは結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka_yosana.html
H30	98	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、北秋田町、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金	地域少子化対策重点推進交付金の運用の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支払うための市町村結婚新生活補助金について、地域の実情に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万円未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くなる。秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していき、一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給額が安価であることから、今後も住み替えを継続したい意向がある。また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所もあり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くなる。本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となる経済的負担が大きいため、住宅購入しは結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka_yosana.html
H30	99	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金	子ども・子育て支援交付金の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じにくいとされており、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業実施を希望する市町村があり、地域の子育て支援施設を充実させるに当たり支障となっている。※秋田県、秋田県では、開設しているが、補助要件である時任者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点も1か所ある。なお、国の交付金の要件を満たさない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に準拠して補助事業を実施しているが、3年間の限定的補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka_yosana.html
H30	100	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域子どもの未来応援交付金	地域子どもの未来応援交付金の運用の改善	地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもへの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子どもの未来応援交付金」について、地域のニーズに柔軟に対応できるように毎年年度にわたる活用を可能とするなど柔軟な運用を図ること。	現行の交付金は単年度補助であることから、継続的な実施が必要とされる事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障となっている。※コーディネーターの雇用については、初年度に交付金があっても、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取組む予定。)※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka_yosana.html
H30	101	03.医療・福祉	都道府県	秋田県、宮城県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上で、都道府県に送達している。秋田県においては、市町村は認定し、申請者は送付を行う者であるが、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものがある。①県において「所管区分の確認」を行ったためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。②所得区分の確認を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲する必要があるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県より多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を送達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法上法規定(権限を法移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続き(住民サービス)が異なることとなるため、特例条例での処理によるべきと考え方は思っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka.html	
H30	102	02.農業・農地	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農地中間管理事業に関して、早期に農地の貸借権等の設定を行くため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の農知事の認可に当たっては、意見聴取のための2回間の縦覧をしない「制度」と変更する。	【支援事例】農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約手続きを軽減するために、現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及と促進を図る一因となっている。なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka.html
H30	103	02.農業・農地	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①制度概要 【制度概要】 ①契約期間の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・再計画の再作成・配分計画の農知事の認可・公告の手続きが必要となる。 ②農地中間管理権(以下「機構」という)が導入されている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、企画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構推進事業)農地中間管理権のうち、改正土地改良法の施行後に取得した15以上の農地中間管理権に係る農用地等であることが規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有(出)手及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。 【支援事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行った件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続きや集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続きや、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が大きい。 ②平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚水処理施設の広域化等を推進するには関係法の手続きを合理化する必要がある。下水道法上、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(14年通知)であるが、集約により下水汚泥と尿汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が両方に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要となる。当該汚水処理施設において、一般廃棄物処理施設において、汚泥(下水道末端処理場及び尿処理場から)の汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可が必要となるため、再手続は多量な負担や期間が発生した。なお、下水道末端処理場では生活汚水は処理し、若しくは付随する尿等の処理に伴い発生する汚泥(尿処理場でも処理されている尿以外の尿も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。また、広域化汚水処理施設で処理しているほとんどの下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題は少ないと思われる。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka.html	
H30	104	06.環境・衛生	都道府県	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と尿汚泥とはそれぞれ関係する法律の取扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取扱いと異なる措置を講ずること。	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と尿汚泥とはそれぞれ関係する法律の取扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取扱いと異なる措置を講ずること。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/kekka.html
H30	105	09.土木・建築	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(平成20年12月22日国令第67号)国土交通省住宅局長通知)	人口減少や少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付金を補助対象財産処分額に算入することを認めず承認するなどの基準の緩和	当分の所管する施設(事例)では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。また、社会資本整備総合交付金(以下「国庫納付金」という)により実施した耐震補強工事から10年を経過するため除却する際に国庫納付金が発生する見込みとなっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【厚生労働省】</p> <p>(25)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)</p> <p>(26)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>		<p>精神通院医療の支給認定に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知した。</p>	<p>【厚生労働省】事務処理特例条例による効果及び課題(令和元年7月17日付け厚生労働省社会・援護局精神保健福祉部精神・障害保健課事務連絡別添)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-saishin/seinbosyu/2018/h300_tsuchi.html#h30_101</p>	<p>厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課</p>
<p>6【農林水産省】</p> <p>(7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元></p> <p>5【農林水産省】</p> <p>(8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。[措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>			<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>6【農林水産省】</p> <p>(7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(i)農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議してなければ足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。</p>		<p>農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議してなければ足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。</p>			<p>農林水産省経営局農地政策課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案における最終的な調整結果(個案等)
H30	106	07.産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険等防止命令(都道府県→権限移譲)者等に対する危険等防止命令の届出から都道府県への権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気事業者(みなし登録電気事業者及びみなし通知電気事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者」と)に対する危険等防止命令を、届出から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生を防止するための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気事業者(みなし登録電気事業者及びみなし通知電気事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者」と)に対する危険等防止命令を、届出から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生を防止するための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。 【制訂改正の必要性】 電気工事による危険及び障害の発生を防止するための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。 【具体的な支援事例】 環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。 本県では、基金(造成額1億円(国費2億円)、独自費1億円)と都4億円(計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効ももたらしている。県としては今後継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であるとされており、当初基金の返還期限においても、県独自で積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていない。また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答等においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされており、上記取崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。 【懸念の解消】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気事業者等に関する情報、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	107	06.環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全対策費補助金交付要綱	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。 本県では、基金(造成額1億円(国費2億円)、独自費1億円)と都4億円(計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効ももたらしている。県としては今後継続していきたいと考えている。 近年、金利の低下に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であるとされており、当初基金の返還期限においても、県独自で積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。 なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていない。また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入するべきではないと考える。説明会や質疑応答等においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされており、上記取崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。 【懸念の解消】 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気事業者等に関する情報、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	108	09.土木・建設	都道府県	富山県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第51条ただし書の新規の取崩しに関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の新規の取崩しに関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の新規の取崩しに関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の新規の取崩しに関する法律第15条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	109	12.その他	都道府県	大府府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法243条、地方自治法施行令第158条、旅券法等	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、旅券法等に関する旅券取付金に関する法律第15条	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、旅券法等に関する旅券取付金に関する法律第15条	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、旅券法等に関する旅券取付金に関する法律第15条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	110	03.医療・福祉	都道府県	大府府、奈良県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	—
H30	111	03.医療・福祉	都道府県	大府府、京都府、守口市、足尾市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学の子どものに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	112	03.医療・福祉	都道府県	大府府、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分等について(平成20年4月17日厚生労働省令第171号)	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	113	03.医療・福祉	都道府県	大府府、奈良県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	施設型給付費等に係る処遇改善加算について(平成29年4月27日府令第375号、29文科第215号、雇発発0427第9号)	処遇改善加算の認定手続の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行っている施設型給付費等に係る処遇改善加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する	都道府県知事、指定都市及び中核市において行っている施設型給付費等に係る処遇改善加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	114	03.医療・福祉	都道府県	大府府、奈良県、京都府、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保育士等キャリアアップ研修の実施方法等に関する法律第11条	保育士等キャリアアップ研修の実施方法等に関する法律第11条	保育士等キャリアアップ研修の実施方法等に関する法律第11条	保育士等キャリアアップ研修の実施方法等に関する法律第11条	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>4【経済産業省】 (3)電気事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 各元 > 4【経済産業省】 (3)電気事業の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に双方が保有する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>	<p>国と地方との情報共有・連携強化策として、電気事業者情報を共有するための新たな仕組みを構築することとし、国・都道府県の協議会を設置(令和2年9月24日)、情報共有の方法や内容等について議論し、情報共有の新たな仕組みに係る基本事項について国と都道府県で合意した後、詳細な調整を行い令和3年8月から情報共有システムの試験運用を開始。その結果を踏まえ、令和3年11月から当該システムの本格運用を開始した。</p>			<p>経済産業省商務情報政策局産業保安グループ 電力安全課</p>
<p>6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。</p>		<p>地域環境保全基金について、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に周知した。</p>			<p>環境省大臣官房環境計画課</p>
<p>【国土交通省(5)】【環境省(3)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設的位置に対する制限(第51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 各元 > 5【国土交通省(6) (ii)】【環境省(2)】 建築基準法(昭25法201) (1)工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設的位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。</p>	<p>工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破砕施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設的位置に対する制限について、許可に係る取組事例を地方公共団体に通知した。</p>	<p>【国土交通省】廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)(令和元年12月23日付け国住第125号) 【国土交通省】(別紙1)平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日閣議決定)、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(令和元年12月23日閣議決定) 【国土交通省】(別紙2,3)廃プラスチック類破砕施設の建築基準法第51条ただし書許可事例 【国土交通省】(別紙4)建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【国土交通省】(別紙5)廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規程課事務連絡) 【国土交通省】建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【環境省】廃プラスチック類の破砕施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規程課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_108</p>	<p>国土交通省住宅局市街地建築課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規程課</p>
<p>6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における徴収に関する実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバナンス実行計画(平成30年1月16日eガバナンス閣議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に、市町村が手数料の徴収又は取納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 各元 > 6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)にその徴収又は取納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)】</p>	<p>総務省と外務省との協議より、「都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券の事務を処理することとした場合には、その徴収する一般旅券に係る手数料について、原則として、現行法上、市町村は私人にその徴収又は取納を委託することができる」との整理がされたため、その解釈の周知を図るための通知を发出了。</p>	<p>【外務省】一般旅券に係る手数料の徴収又は取納の事務の私人への委託について(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_109</p>	<p>外務省領事局旅券課</p>
<p>6【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市長を除く。)への協議(9条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>					
<p>6【厚生労働省】 (30)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。</p>					
<p>5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(2)】 子ども子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 各元 > 5【内閣府(9) (ii)】【文部科学省(8) (i)】【厚生労働省(34) (ii)】 (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務については、都道府県と当該事務の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 【措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)】</p>	<p>都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができることを明確化した。</p>	<p>【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_113</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(12)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(31)】 (30)補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。</p>		<p>保育士等キャリアアップ研修について、eラーニング等による実施が可能であることを明確にし、実施方法等とをまとめて、研修実施主体である都道府県に通知した。</p>	<p>【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について(平成30年4月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunka-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_114</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H30	115	03.医療・福祉	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、伊勢崎県、群馬県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付制度、保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	認定こども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定こども園施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするに比べず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財務省が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのため、一方の省が本課題を主たる課題とした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故補給」する必要がある。予算まで「事故補給」して、申請に備える立場から内閣府による一元化が必要。これまで同様の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がとられることとなったが、根本的な支援の解消が図られていない。	—	
H30	116	02.農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農地中間管理事業における農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農地中間管理事業において知事が行う農地利用配分計画に係る縦割りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦割期間が2週間とされているが、縦割を廃止する。	農地中間管理事業における知事が行う農地利用配分計画に係る縦割りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦割期間が2週間とされているが、縦割を廃止する。農地中間管理事業において知事が行う農地利用配分計画に係る縦割りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦割期間が2週間とされているが、縦割を廃止する。農地中間管理事業において知事が行う農地利用配分計画に係る縦割りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦割期間が2週間とされているが、縦割を廃止する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	117	02.農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	花きの振興に関する法律	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの地域活性化総合対策事業のうち「国産花きイノベーション推進事業公募要綱」	1430年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組みが必要となることとされたため、実施が低い事業の実施を強いられていて、「需要拡大メニュー」に取り組みが不十分であった。県内においては、これによって、国における実証等を踏まえた花きの品種など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実態に合っていない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	118	01.土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第21条第2項、都市計画法施行令第14条第2項、都市計画法施行規則第13条	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不十分となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における譲り渡しを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣の同意・協議を不要にすることができると軽易な変更の範囲の見直しを行うこと。	道路については都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の幅員は区域の変更は含まれているが、道路の幅員による位置又は区域の変更は含まれている。国土交通大臣の同意・協議が不十分となる軽易な変更の範囲の見直しを行うこと。道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、広域による位置又は区域の変更だけでなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣の同意・協議を不要とするよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	119	06.環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、栃木県	内閣府、農林水産省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、内閣府における補助金等に係る財産処分承認手続等について(平成20年5月12日府会第393号)	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。(県費では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の汚水処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管網については、下水道につき必ず必要があり、元々農業集落排水やコミュニティプラントのため整備した管網を目的に使用する必要がある。管網を含む汚水処理施設は山県地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、階層型社会形成推進交付金を活用して、新設や改修更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画での統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	120	09.土木・建築	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第30条第1項	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法に2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去28年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているほか、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	121	05.教育・文化	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項、H29.12.22文科省初等中等教育局事務局長事務連絡(平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について)(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について	小学校英語教育の充実に関する資料の提出	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。専科指導者の育成は、教員定数措置上、担当ありが前提と判断されているが、短期的に改選手続が発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	—	
H30	122	02.農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法	農業生産基盤整備事業(縮小的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(縮小的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地に関する変更要件等の明確化を図る必要がある。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国土の事前協議段階から土地改良法・各事業の実施段階に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(縮小的整備事業)については、工事が長期に及びケースが多い中、周辺道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟に対応できないのが実情である。農業者の意向に即して、国の担当者による見解の違いや人事変動などにより、縮小的整備事業の受益地が変更されているが、後継者不在のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいるなどの場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に支障している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	123	02.農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地法附則第2項	農地法附則第2項	市町村が主体として産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に関する届出申請を不要とする。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。一方、手続に要する時間の多さが時間を要する現状は、景気変化による売れ残りリスクを増加させる要因となっており、高速度インターチェンジ周辺等に開発地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるときは、農地転用・農地転用に代って、都道府県の関与もあつた場合、国が懸念する出賃的・無秩序な開発の懸念は小さい。農地産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応できないなど、地域の振興に即して、国の担当者による見解の違いや人事変動などにより、縮小的整備事業の受益地が変更されているが、後継者不在のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいるなどの場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に支障している。	市町村が主体として産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に関する届出申請を不要とする。また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。一方、手続に要する時間の多さが時間を要する現状は、景気変化による売れ残りリスクを増加させる要因となっており、高速度インターチェンジ周辺等に開発地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるときは、農地転用・農地転用に代って、都道府県の関与もあつた場合、国が懸念する出賃的・無秩序な開発の懸念は小さい。農地産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応できないなど、地域の振興に即して、国の担当者による見解の違いや人事変動などにより、縮小的整備事業の受益地が変更されているが、後継者不在のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいるなどの場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に支障している。	—
H30	124	02.農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業生産基盤整備事業(縮小的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(縮小的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(縮小的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地に関する変更要件等の明確化を図る必要がある。また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国土の事前協議段階から土地改良法・各事業の実施段階に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(縮小的整備事業)については、工事が長期に及びケースが多い中、周辺道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟に対応できないのが実情である。農業者の意向に即して、国の担当者による見解の違いや人事変動などにより、縮小的整備事業の受益地が変更されているが、後継者不在のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいるなどの場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのかが不明瞭であり、検討に支障している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/kekka.html	
H30	125	05.教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	特別支援学校への就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	—	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【6】【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (4) 農用地利用配分計画の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (1) 農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>			農林水産省経営局農地政策課
<p>【6】【農林水産省】 (10) 国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (17) 次世代国産花き産業確立推進事業 次世代国産花き産業確立推進事業については、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにする。 【措置済み(平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)】</p>	<p>国産花きイノベーション推進事業の次期対策事業である次世代国産花き産業確立推進事業について、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにした。</p>	<p>【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙3</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_117</p>	農林水産省生産局園芸作物課
<p>【6】【国土交通省】 (16) 都市計画法(昭43法100) (1) 都市計画(国土交通省)の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隣切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。</p>		<p>都市計画の軽易な変更とされる事項について、省令を改正し、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隣切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加した。</p>	<p>【国土交通省】官報_都市計画法施行規則の一部を改正する省令 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部改正について(情報提供)(令和元年8月14日付け【国土交通省】都市局都市計画課事務連絡) 【国土交通省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抜粋) 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部を改正する省令</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_118</p>	国土交通省都市局都市計画課
<p>【6】【国土交通省】 (7) 建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。</p>		<p>都道府県建築士審査会の委員の任期について、都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とした。</p>			国土交通省住宅局建築指導課
<p>【6】【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国家事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 【措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)】</p>			<p>【農林水産省】国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について(平成30年10月24日付け30農振第2103号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_122</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野 管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案における最終的な調整結果(個案等)
H30	126	03_医療・福祉	都道府県	福島県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。この一環として、市町村ではそれぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものもあり、統一されてほしい。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所・・・都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園・・・都道府県、指定都市 ○施設型保育事業・・・市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められることとなり、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結すること想定されることから、保育の実施主体において、前掲の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでも同様が必要である。	—
H30	127	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	—
H30	128	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務が膨大な事務量となっている。	—
H30	129	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、京都府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法 ・道路運送法 ・家用有償旅客運送法による少量貨物の積載の緩和 ・家用有償旅客運送法に基づく許可に係る取扱いについて(国自第第412号国自貨第172号平成28年4月31日)	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和 自家用有償旅客運送による少量貨物の積載の緩和 自家用有償旅客運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(国自第第412号国自貨第172号平成28年4月31日)	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の積載の緩和 自家用有償旅客運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(国自第第412号国自貨第172号平成28年4月31日)	一般乗用自動車運送事業による350kg未満の貨物混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送による貨客混載を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の積載に係る道路運送法第78条第3号及び(国自第第412号国自貨第172号平成28年4月31日)」に基づき、許可することとなっている。この点、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者より意見を聴取し、判断することとなっている。現在、鳥取県自身も野野村において、バス事業の生産性向上のため野野村バスを活用した貨物混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野村バス社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/seiinbosyu/2018/seiinbosyu_jokoku.html
H30	130	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本衛生法の将来世代広聴事業同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童養護施設及び運営に関する基準(昭和29年厚生令第63号)第42条第1項	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健やかな成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるように変更する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半分の希望者いない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は10人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度途中で育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/seiinbosyu/2018/seiinbosyu_jokoku.html
H30	131	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条、第62条、第171条 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び介護予防サービスに関する基準に定める基準(厚生労働省が定める省令)第11条第1号	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)への見直し 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)への見直し この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める基準(厚生労働省が定める省令)第11条第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める基準(厚生労働省が定める省令)第11条第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める基準(厚生労働省が定める省令)第11条第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に定める基準(厚生労働省が定める省令)第11条第1号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成19年10月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、研修修了の要件を「研修修了」の参酌すべき基準への変更を求めている。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	132	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護施設、更生施設、投産施設及び宿所提供施設等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第5条)	介護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	介護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設等の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 ○生活指導員になつたうえで、資格を持っていないがやる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。 ○中山間地域の施設では人員の確保に支障をきたす。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	133	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護施設、更生施設、投産施設及び宿所提供施設等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第10条第1号及び同条第5項第1号)	介護施設等の設備の基準への見直し	介護施設等の設備の基準の緩和	新規施設等の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○介護施設を建ててために確保できる土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには現行基準が規制となる。 この基準については、自治体の実情により条例で最低基準として定めれば足りることから、参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	134	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護施設、更生施設、投産施設及び宿所提供施設等の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第11条)	介護施設等の職員の配置の基準への見直し	介護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設等の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○介護施設等の配置職員の種別および数が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障をきたす。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護士は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除いて得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すれば良い見直しとし、また参酌基準として自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	—
H30	135	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号	訪問看護に係る人員基準への見直し	訪問看護に係る人員基準(参酌すべき基準)と自治体の判断に委ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。	—
H30	136	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一)型)に係る人員基準への見直し	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一)型)に係る人員基準について、看護職員(保健師、看護師、准看護師)は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。実情の把握により、自治体の判断に委ねるべきである。	—	
H30	137	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること。また、事業所において看護職員等と連携できる体制が整備されていない、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること。また、事業所において看護職員等と連携できる体制が整備されていない、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。	—	
H30	138	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件の「参酌すべき基準」への見直し	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることと要件として定められているが、利用者が少人数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われ。	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることと要件として定められているが、利用者が少人数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われ。 生活相談員のサービス提供時間を通じて1名以上配置し、利用定員が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日は人員基準上厳しいものとなっている。サービス提供時間を通じての配置を要しないことや、介護職員等の職種との兼務を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	139	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認知症高齢者ケアサービスの認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当り3人以下と定められているが、事業所(居宅等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例があると思われる。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当り3人以下と定められているが、事業所(居宅等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例があると思われる。	—
H30	140	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項1号	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数に関する基準の「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	各令では第2補助施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援施設等について従うべき基準が定められている。児童福祉施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支援となっているため、参酌基準とすることにより、自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	141	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	各令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童発達支援施設等について従うべき基準が定められている。提案の実現により、自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	142	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号第63条「への見直し	福祉型児童発達支援センターにおける従業員の配置基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	福祉型児童発達支援センター(児童40人以上を過す施設を除く)においては、従業員を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。調理業務を外部委託する場合は、業務を終了後、指導するため例外なく当該受託事業者の責任において従業員を配置しているのが現状である。	福祉型児童発達支援センター(児童40人以上を過す施設を除く)においては、従業員を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。調理業務を外部委託する場合は、業務を終了後、指導するため例外なく当該受託事業者の責任において従業員を配置しているのが現状である。	—
H30	143	09.土木・建築	都道府県	鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条及び統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとを実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減する。各都道府県事務を見直しこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	144	12.その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	損害賠償金徴収事務の委託先の地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる人について、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同様の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第22条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)」について(平成29年10月14日自治省第153号)を参考定めている。 近傍同様の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(貸借借約を解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者から、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。なお、「平成28年の地方からの農業等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が通知されたところであるが、地方公共団体が借付契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html
H30	145	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的なメニューを早期に示していただきたい。 また、法第13条に基づく都道府県の「診療報酬に係る意見の提出」について、国の診療報酬改定のスケジュールにあわせた具体的な手続を示すとともに、医療費適正化計画期間中であっても、都道府県が必要に応じて法第12条に基づく「実績評価」及び法第13条に基づく「診療報酬に係る意見の提出」が行えるよう規定の改正を行っていただきたい。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位数に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国保保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。 本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化の取組を進めており、当該目標と総合的に国保保険料を設定している。当該医療費目標が達成されない場合は、国保保険料の増額を引上げを併せて、得る水準で診療報酬の特例を用いる地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。 しかし、その活用については、具体的なメニュー(医療費目標が達成できない場合の単引下げ、病床削減が進まない場合の点数引下げ等)の提示など、都道府県の判断に資する国の検討が進んでいない。 また現行規定では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」について判断を行うこととしており、医療費適正化計画期間中これらため、現状では、都道府県が実効ある形で住民負担の増加の抑えを図ることができない。	—
H30	146	12.その他	都道府県	奈良県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第1項、同法第15項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条の2、地域再生基本方針(3)①及び②(2)ロ、まち・ひと・しごと創生活用事業に関するQ&A Q1-11、Q1-12、Q1-14及びQ2-4、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2-2-①(2)	地方創生活援視察適用に係る要件の緩和	内閣総理大臣から認定を受けた「まち・ひと・しごと創生活用事業」に法人が寄附を行った場合に適用される地方創生活援視察の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生活用事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。	—	
H30	147	03.医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第46条第1項及び第48条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱」の制定について、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(定期)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるものとするため、原則3年に1回に見直しを求め、なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実施による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実施を行うこととされている。 (前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jekka.html	

対応方針（閣議決定）記載内容 （提案年におけるもの）	最終の対応方針（閣議決定）等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (18) 統計法（平19法53） 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><各3> 5【国土交通省(19)】 統計法（平19法53） 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み（令和3年予備調査において実施）】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 「統計法施行令」の改正（令和5年3月8日公布、4月1日施行）及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正（令和5年3月31日公布、4月1日施行）により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	<p>【国土交通省】「統計法施行令の一部を改正する政令」（令和5年政令第46号） 【国土交通省】「法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令」（令和5年国土交通省令第17号）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_143</p>	<p>国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室</p>
<p>【厚生労働省】 (3) 児童福祉法（昭22法164） (a) 児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行わないに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (5) 児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） (ii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16) 生活保護法（昭25法144） (v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (21) 老人福祉法（昭38法133） (ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） (ii) 幼児発達型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><各2> 5【厚生労働省】 (3) 児童福祉法（昭22法164） (ii) 児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行わないに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (5) 児童福祉法（昭22法164）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17法123） (ii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (16) 生活保護法（昭25法144） (v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (21) 老人福祉法（昭38法133） (ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平18法77） (ii) 幼児発達型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>児童福祉施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月3日付けで、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。 障害者支援施設等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年7月17日付けで地方公共団体に通知した。 保護施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年6月29日付けで地方公共団体に通知した。 幼児発達型認定こども園については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月6日付けで、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。 老人福祉施設については、「老人福祉施設指導監査指針」を改正する通知を令和3年11月15日に発出し、老人福祉施設に対する一般監査の頻度を原則として3年に1回とするなどの見直しを行った。</p>	<p>【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について（令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 【厚生労働省】「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について（令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 【厚生労働省】「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」の一部改正について（令和2年6月29日付け厚生労働省社会・援護局長通知） 【内閣府】認定こども園の指導監査の効率的・効果的な実施について（令和2年7月6日付け内閣府子ども子育て本部参事官付事務連絡） 【厚生労働省】老人福祉施設に係る指導監査について（令和3年11月15日付け厚生労働省老健局長通知）</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30u_tsuchi.html#h30_147</p>	<p>内閣府子ども子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室 厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (備案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【6】【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (イ)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(第2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底する上、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】 (ii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じて教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令4> 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (イ)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(第2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底する上、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 【措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)】</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を段階的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休職状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(技特)(令和4年法律第40号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_149</p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>【6】【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (ii)教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自ら更新講習修了確認期限等を確認できるツールを公開し、その周知への協力について通知した。</p>	<p>教員免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できるツールを公開し、その周知への協力について通知した。</p>	<p>【文部科学省】教員免許状の有効期間確認ツールの公開について(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_150</p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室</p>
<p>【6】【国土交通省】 土木建設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年度中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【国土交通省】 (5)土木建設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年度中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>	<p>設計変更協議について、変更内容に応じて郵送やメールによる協議を可能とする等手続を簡素化し、その旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化 【国土交通省】全国都市計画主管課長会議</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_153</p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局水政課</p>
<p>【6】【内閣府(16)】【農林水産省(12)】 地方創生整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(16)】【農林水産省(12)】 地方創生整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>林道に係る地方創生整備推進交付金について、やむを得ない事情により必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、その旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】林道に係る地方創生整備推進交付金の実施について(平成31年3月28日付け30林整第31176号林野庁長官通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_154</p>	<p>林野庁森林整備部整備課</p>
<p>【6】【内閣府(7)】【金融庁(2)】【財務省(4)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(7)】【金融庁(1)】【財務省(3)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)生命保険会社が税務署長に提出する支払調書(所得税法225条1項4号)に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要となるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 【措置済み(令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会)】</p>	<p>生命保険会社に対し、保険契約者の個人番号を生前に収集するために必要な対応をすべきことを要請した。 また、申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについて、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知した。</p>	<p>【金融庁】業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(生命保険協会(令和元年9月20日)) 【内閣府】申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_156</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 金融庁監督局保険課 国税庁課税総務総括課</p>
<p>【6】【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (ii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。</p>	<p><令2> 5【内閣府】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、本人からの個人番号の提供は本人の生存中に求められる必要があることを踏まえ、個人番号利用事務等実施者(12条)が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知する。 【措置済み(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)】</p>	<p>年金機構から自治体への照会について、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努めることとした。 緊急に回答が必要な場合には、年金機構から各年金事務所への照会が可能である旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法に基づく日本年金機構への照会について(平成31年3月29日付け厚生労働省年金局事業企画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_157</p>	<p>厚生労働省年金局事業企画課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) (a) 不利用物の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令元＞ 【国土交通省】 (13) 道路法(昭27法180) 不利用物の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後の目滞り土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。</p>	<p>道路の路線の廃止に伴う不利用物の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)により、供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち既に機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合、一定の条件を満たせば路線の廃止又は変更に先立って道路の供用の廃止し、不利用物の管理期間を経過することとしても差し支えないことを明確化した。</p>	<p>【国土交通省】道路の路線の廃止に伴う不利用物の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_159</p>	<p>国土交通省道路局路政課</p>
<p>【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) (a) 人事委員会任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。 また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。</p>	<p>令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体に通知した。</p>	<p>令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査及び「任命権者と人事委員会の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_160</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>
<p>【環境省】 (1) 塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (a) 都道府県が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を体系的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の取り扱い調査マニュアル(第5版)」(平成30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にリットル・グラム単位があり、入手の容易性も都道府県ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係省連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)】 (a) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。</p>	<p>(1) 都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の取り扱い調査マニュアル(第5版)」に記載のある情報源にリットル・グラム単位があるため、使用する情報を選択する必要があることを、都道府県市に周知した。 (a) 上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。</p>	<p>(1) 都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の取り扱い調査マニュアル(第5版)」に記載のある情報源にリットル・グラム単位があるため、使用する情報を選択する必要があることを、都道府県市に周知した。 (a) 上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。</p>	<p>【環境省】PCB廃棄物等の取り扱い調査マニュアル(第5版)等について(通知)(平成30年8月29日付け環境省第180929号) 【総務省】PCB廃棄物等の取り扱い調査マニュアル(第5版) 【環境省】PCB使用安定器の取り扱い調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月18日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡) 【環境省】PCB使用安定器の取り扱い調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月30日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_162</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室</p>
<p>【警察庁】 (3) 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。</p>	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。</p>	<p>搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験については、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。</p>	<p>【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁庁運発第34号、丁交発第32号、丁交預発第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_163</p>	<p>警察庁交通局運転免許課、交通企画課、交通指図書課</p>
<p>【環境省】 (4) 自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平成23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿泊事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるとともに、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。</p>	<p>企業保養所等が国立公園事業のうち、宿泊事業として認められる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>企業保養所等が国立公園事業のうち、宿泊事業として認められる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け自然国発第1909302号) 【環境省】宿泊に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け自然国発第1909303号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seisanbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_166</p>	<p>環境省自然環境局国立公園課</p>
<p>【厚生労働省】 (11) 旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の可否を地方公共団体が判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平成28厚生労働省医業・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	169	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、奈良県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第13条	介護保険における施設等に関する住所地特例の継続	住所地利の除外外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地利の対象とすること。	【現状】 介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地利が設けられている。 住所地利特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみで利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地利特例の適用外となっている。 【支障事例】 他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地利特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者の間の負担の公平が保たれていない。 実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成20年度分まで)となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyu/2018/eiainbosyu/kekka.html
H30	170	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国有財産特別措置法第3条 社会福祉法第2条 平成27年12月21日付 財務第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とする。	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都都市の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支費事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時交付金及び地域介護対策支援臨時交付金の運営について」(平成26年9月12日厚生労働省医政第0912第5号・保老第012第1号・保老第0912第2号)別記「地域医療介護総合確保基金管理運営要綱」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支費事業との均衡がとれていない。 【支障事例】 介護施設の整備について、市町の公営が不調に終わる場合、特に都府県では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。 平成28年12月県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。 【現状】 平成27年度に取まとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都都市の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行った後、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiainbosyu/2018/eiainbosyu/kekka.html
H30	171	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省	B 地方に対する規制緩和	平成27年12月21日付 財務第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付方法の見直し	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付料希望受付時に適正な時期に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	【現状】 平成27年度に取まとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都都市の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行った後、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	
H30	172	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 介護保険法第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が還付となつた場合等に、特別徴収の要件(年収18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となつた場合等に、特別徴収の要件(年収18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収は、前年度10月から2月に特別徴収された者について、当該年度の5月までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の転居等に伴い年間保険料が減少する場合、年途中で過徴収となる保険料を調整するため、10月から2月の間の特別徴収額を円に設定できるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 年金受給額が減少したにもかかわらず、自動的に普通徴収に変更されることの問題が頻りに、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。 特別徴収の停止により特別徴収が中止されてしまふ場合において、特別徴収対象者の要件(年収18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金受給額の1/2を超えない)を満たせば、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。	
H30	173	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱 放課後児童健全育成事業(1)ホ	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る長時間開所加算の要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分の1日6時間を超え、かつ18時を超える時間)という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】 平成29年4月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の登・下校に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保がめざされている。 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年度放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の3.3%である。 【支障事例】 平日の多くの放課後児童クラブでは、4時閉じが12時半近く終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通都する者が多く、放課後児童クラブの開所時間の延長に取組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金を支払う指導員の待遇を直したという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	
H30	174	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、南木市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の促進及び運営に関する基準第18条第1項	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」を要件とする。放課後児童クラブの原則開所時間である3時間を超過してに緩和すること。	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」を要件とする。放課後児童クラブの原則開所時間である3時間を超過してに緩和すること。	【現状】 放課後児童支援員等処遇改善等事業において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることにより要件が厳しく、長時間開所する場合に限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な資格者を起すため処遇改善が急務となっている。南木市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は37人となっているが、休日の代替職員の確保や補充を持つ児童への対応の必要性等を勘案する上での断念した。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を厳格したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、回要件を要件を満たさずとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなる断念した。	
H30	175	05.教育・文化	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、南木市、淡路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱(学校・家庭・地域連携協力推進事業費)補助金実施要領別紙2「地域学校協働推進事業」6.(2)②カ	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)に係る協働活動サポーターの交通費の補助対象化	放課後子ども教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。	【現状】 放課後子ども教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。 【支障事例】 放課後子ども教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。	
H30	176	08.消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家庭被害認定調査等の追加	家庭被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家庭被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらに「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 被災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家庭被害認定調査に基づく罹災証明書の発行業務に必要不可欠であるが、「家庭被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、被災認定調査及び罹災証明書の発行業務の対象外となっている。 今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害で、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいため、被災地応援にこの足を踏むことなど、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるもの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家庭被害認定調査、罹災証明発行等業務に係る1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	
H30	177	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、堺市、神戸市、上郡市、和歌山県、鳥取県、兵庫県町村会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第17条の4第1項第1号、第3号	国民健康保険料(税)の還付加算金の見直し	国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日を、所得税の還付申告等がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日に見直しすること。	【現状】 国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日は、還付原因にかかわらず、全ての場合において、納付日の翌日を起算日として計算される。 一方、個人住民税及び個人事業税については、還付申告に基づき減額された場合は、還付加算金の起算日が「所得税の還付申告書の提出がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日」となっている。 【支障事例】 ①所得税の更正、②所得税の申告書の提出、③資格喪失届出提出等、④資格保持届出提出等、理由に起因して、国民健康保険料(税)の還付が発生した場合でも、所得税や個人住民税と異なり、地方税法第17条の4第1号が適用され、納付納入日の翌日が還付加算金の起算日となる。そのため、市町村において還付加算金起算日の適用誤りが見られる。また、個人からの還付申告書の提出が遅れるほど、還付加算金も多額になり、適正な時期に申告する者との不公平が生じているほか、市町は帰属性がないにもかかわらず、個人住民税と比べて多くの還付加算金の負担を強いられる。 【県内市町還付加算金実績(国民保(特))】※平成28年度実績(神戸市除く県内40市町) ・所得税の更正、申告に伴う減額：507千円 ・資格喪失届の遅延に伴う減額：1,712千円	

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2018年度中に調査し、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>			<p>【厚生労働省】平成30年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について(介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続について)(周知)(平成30年12月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_169</p>	
<p>【財務省(3)】【厚生労働省(18)】 社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>		<p>介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【財務省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(平成27年12月21日付け財理第4997号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正) 【財務省】国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて(昭和48年12月26日付け蔵理第5722号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_170</p>	<p>財務省理財局国有財産企画課 厚生労働省老健局老人保健課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	178	12.その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、神戸市、神戸市、八尾市、播磨町、和歌山県、兵庫県村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第37条第2項、第38条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任要件が「当該選挙の選挙権を有する者から」選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する義務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙に「選挙権を有する者」が不足している。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必要であること、さらに公平公正な選挙等の観点から民間の者を選定することは困難であり、実施して自治体職員が務めるとが多い。 [各団体の支障事例] [八尾市投票管理者及び職務代理者]は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市への選挙において選任が難しい。 [播磨町]投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員の削減と町内に居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員が職務代理者として充てて投票管理者を補完する場合があることに関して、町長及び町議会議員選挙では、自治会長候補者の後援活動等を行うことも多いため、選任を誤れば選挙の公正性を損う恐れもある。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	179	12.その他	都道府県	兵庫県、京都府、播磨町、和歌山県、兵庫県村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票票の集計の向上を進めたい。期日前投票所や共同投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行った。自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できると努力している。 ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」に限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していないと、定数を超過した投票区では選任できなかった。公職には28名が応募したが、一部の投票区に応募が集中したために抽選に回ったのは8名を過ぎず、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。 投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由ではなく、現に期日前投票所や共同投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙などを要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障につながっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	180	03.医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、大塚市、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	A 権限移譲	療育手帳制度を編(昭和48年9月27日厚生省発第156号)	児童相談所設置中(中核市)において療育手帳の交付ができることを見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるように、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前定の通知に基づき、療育手帳の判定は行わずに交付ができない。 そのため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を基に運用し、児童の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになる。また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けことになる。 兵庫県では、平成21年4月に、明石市(平成20年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	181	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都市、大塚市、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構が農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しうるとは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(1)農地管理(草刈り、変形的な水路の補修、補り田圃整備等)、(2)普及啓発(チラシ・図面作成、シジウムシム開帳等)の単純な業務(限)知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認、単純な業務に認められないものや恣意的な排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	[制度概要] 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しうるとは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。(法第22条) [委託が禁止される業務] 1 農地中間管理機構の設立の決定 2 農地中間管理機構の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸付対照表、収支決算書及び財産目録の作成	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	182	02.農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、奈良県、大塚市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法第5条第2項第3号 農地法施行規則第37条第5号	土地開闢会社が地方自治体から委託を受け農地取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受け土地開闢会社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とする。	[支障事例] 土地開闢会社が公法に基づき地方自治体が発立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能となり、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。また、その際に、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければならない許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工費も高額になってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	183	12.その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大塚市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第260条の38、第260条の39	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体の所在が不明である構成員(1)の共有名義人が登記された不動産において、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人である限り制限を緩和し、市町村が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産であつて表層部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全が当該認可地縁団体の構成員又しかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者である」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記したところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在不明の構成員分の持分を認可団体に移転し、不明の共有名義で登記した土地があった。制度導入後、当該不明の共有名義で登記された土地は、認可地縁団体の構成員が登記した土地であったが、所有権の登記名義人を全てが構成員であった者であるという要件を満たさなかったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体がなっていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものではなく、また、多様な手続を要する所有権不明土地問題の解消にも逆行するものがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	184	12.その他	都道府県	岐阜県	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の見直し	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における料件費が地方自治体による「地域の実情を反映した自主性活動」の支障となっているため、見直しを求め、見直しを要する。	[支障事例] [制度改正の経緯] 法務省人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において「今後も引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えているが、今ままで見直しはなされていない」 [制度改正の必要性] 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とする。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 [良法的な支障事例] 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、扱へない金額が限定されているほか、講師のタクシー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。 加えて、講演等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な資料が出ない。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	185	10.運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持改善事業補助金の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	[支障事例] 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	186	10.運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持改善事業補助金の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	[支障事例] 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。 生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	https://www.cao.go.jp/bunken-sushin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (従来年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】</p> <p>(3) 公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(a) 投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令第24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 ></p> <p>【総務省】</p> <p>(5) 公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(イ) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令第24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。</p> <p>【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))】</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件について、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行連第3号、総行管第1号)</p> <p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(新田対照表)</p> <p>【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新田対照表(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_178</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(3) 公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(a) 投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 ></p> <p>【総務省】</p> <p>(5) 公職選挙法(昭25法100)</p> <p>(イ) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。</p> <p>【措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))】</p>	<p>選挙期日における投票立会人の選任要件について、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新田対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について(通知)(令和元年5月15日付け総行連第3号、総行管第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_179</p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3) 療育手帳制度に関する事務</p> <p>療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 ></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(37) 療育手帳制度に関する事務</p> <p>療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化するため、「療育手帳制度について」(昭48厚生事務次官)を改正し、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働事務次官通知)】</p>	<p>児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第116号厚生事務次官通知)別紙)一新田対照表</p> <p>【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発第0329第15号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_180</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>【農林水産省】</p> <p>(7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(a) 農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 ></p> <p>【農林水産省】</p> <p>(8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)</p> <p>(イ) 農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認を不要とする。</p> <p>【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】</p>	<p>農地中間管理機構が行う業務のうち、農地の管理等の単純な業務について、知事があるに止め指定する者に対して委託する場合は、知事承認を不要とした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(1) 地方自治法(昭22法67)</p> <p>(a) 認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一者に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。</p> <p>【措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)】</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>【総務省】認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について(通知)(平成30年11月27日付け総行連第198号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_183</p>	<p>—</p>
<p>【法務省】</p> <p>(2) 人権啓発活動地方委託事業</p> <p>人権啓発活動地方委託事業については、2018年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの参加者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限額を超える開催通知資料の作成を認めるとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>人権啓発活動地方委託事業の実施計画に関する法務局によるヒアリング等を通じて、都道府県及び市町村に対し、平成31年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの参加者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>法務省人権擁護局人権啓発課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>(a) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画策定に資するよう、必要事項の記載等の要を防止する観点から、自動計算が可能な様式や提出先での連携方法を見直しなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令元 ></p> <p>【国土交通省】</p> <p>(21) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金</p> <p>(イ) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、記載期日の防止及び計画作成業務の負担軽減を図る観点から、自動計算が可能な様式を地方公共団体に提供する。</p> <p>【措置済み(平成31年3月29日付け国土交通省自動車局旅客課通知)】</p>	<p>補助の申請時に策定する計画について、記載等防止のため自動計算可能な様式を提供した。</p>	<p>【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡)</p> <p>【国土交通省】自動計算様式</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_185</p>	<p>国土交通省自動車局旅客課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
【国土交通省】 (16) 都市計画法(昭43法100) (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。		都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について、これを直ちに行わないという理由のみによって、都市計画の効力に影響を及ぼすものではないことを通知した。	【国土交通省】法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について(技術的助言)(平成31年3月28日付け国土交通省都市局都市計画課長補佐事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_190	国土交通省都市局都市計画課
【内閣府】 (13) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii) マイナポータル(個人向けポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。		マイナポータルにおける「お知らせ機能」について、子育て分野に限らず、個人番号利用事務について利用可能であることを通知した。	【内閣府】マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について(平成31年3月28日付け内閣府官房番号制度推進室、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_192	内閣府大臣官房番号制度担当室
【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭42法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法27) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。		幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新制公表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新制公表(令和1年6月7日号外法律第26号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_194	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
【内閣府】 (9) 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととするを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。		災害援護資金の貸付けについて、市町村の判断により、被災者の返済能力に応じた貸付額とすることが可能であることを通知した。また、市町村の判断により、保証人を立てることを要しないことを可能にした。	【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政第1号) 【内閣府】災害援護資金の貸付けに係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(令和2年6月5日付け府政第1238号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_196	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府(11)】【文部科学省(12)】【厚生労働省(30)】子ども子育て関連法(平24法65)</p> <p>(a)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【内閣府(9)(a)】【文部科学省(8)(a)】【厚生労働省(9)(a)】(a)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特別利用地域型保育及び特別保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法については、当該加算の適用を受ける施設が増加するよう、月額4万円の処遇改善を受ける職員数の要件を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2(端数切捨て)以上から、1人以上に緩和する。 〔措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)〕</p>	<p>処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和した。</p>	<p>【内閣府】文部科学省【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h30a_tsuchi.html#h30_198</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>【総務省】</p> <p>(1)地方自治法(昭22法67)</p> <p>(1)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h30a_tsuchi.html#h30_200</p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>【厚生労働省】</p> <p>(35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>(4)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 5【厚生労働省】(35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)(v)臨床調査個人票(6条1項)については、難病の調査及び研究に必要な調査事項の精査を行い、専門家の意見を踏まえつつ、令和5年度中に記載事項(施行規則14条及び平26厚生労働省健康局疾病対策課長)の簡素化を図る。</p>	<p>指定難病データベースについて、指定医による臨床調査個人票(6条1項)のオンライン登録を可能とするシステム更改を令和5年度に実施し、令和6年4月1日より運用を開始した。また、指定難病患者データベースの利用に関する医師機関向け資料を各都道府県宛に送付し、当該システムの利用方法について周知を行った。臨床調査個人票については、記載項目の見直し等を行い「指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)」を各都道府県・各指定都市宛てに通知をした。</p>	<p>【厚生労働省】指定難病患者データベース及び小児慢性特定疾病児童等データベースに関する医師機関向け周知 https://www.mhw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/kenkou/nanbyou/index_00003.html 【厚生労働省】指定難病に係る臨床調査個人票についての改正について(令和5年11月28日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h30a_tsuchi.html#h30_201</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>【国土交通省】</p> <p>(11)公営住宅法(昭26法193)</p> <p>家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果をまとめ、地方公共団体へ通知した。</p>	<p>【国土交通省】公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】(別添1)公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査のまとめ結果 【国土交通省】(別添2) 退去済みの家賃滞納者に対する取組事例 【国土交通省】(別添2)別紙①～⑥</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h30a_tsuchi.html#h30_203</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案本におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【6】内閣府(13)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (r) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合限り、個人番号の記載を省略可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等</p>	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険被済情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_207	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
<p>【6】内閣府(13)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (r) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合限り、個人番号の記載を省略可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等</p>	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け発0930第1号、発0930第9号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_208	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課
<p>【6】内閣府(13)【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (r) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合限り、個人番号の記載を省略可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害者福祉サービス受給者証(同令4条1項)、地域福祉推進受給者証(同令48条1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに職業介護保険受給者証 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載を省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要措置を講ずる。</p>	<p>< 令文 > 【5】内閣府(6)【厚生労働省(13)】 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者手帳の被写等に係る再交付申請(身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)8条)については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合限り、個人番号の記載を省略可能とする。 (関係府省：厚生労働省)</p>	精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。	【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月28日付け発0928第1号、発0928第2号) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月28日付け厚生労働省令第21号) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月27日付け厚生労働省令第49号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_209	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、精神・障害保健課
<p>【6】厚生労働省(32) (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法16) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令文 > 【5】厚生労働省(32) (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法16) 育児休業及び育児休業給付金(以下この事項において「育児休業等」という。)の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法等を地方公共団体に通知する。 〔措置済み(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)〕 ・育児休業等の制度の趣旨に則った活用を促すため、外形的に制度の趣旨とは異なる可能性が高いと考えられる育児休業等の延長の申出があった場合には、やむを得ない場合を除き育児休業等の延長の要件を満たさないことを都道府県労働局に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 〔措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省雇用環境・均等局職業生活向上課長通知、平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課課長補佐事務連絡)〕</p>	保育所等の利用調整に当たって(保育の必要性の高い者)を優先的に取り扱うための認めや調整方法の例を示すとともに、「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した旨の保留通知書への付記の例や当該付記がある場合の育児休業延長の取り扱い」を示した。	【厚生労働省】育児休業、給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【厚生労働省】育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1号等において規定する「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」について(平成31年3月29日付け雇約職発0329第4号) 【厚生労働省】育児休業給付金の期間延長に係る(平成30年)地方からの提案等に関する対応方針(1)への対応について(平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐(業務担当)事務連絡) 【厚生労働省】(育児休業)の延長を予定されている労働者・事業者の皆さまへ	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_210	厚生労働省雇用環境・均等局職業生活向上課 厚生労働省職業安定局雇用保険課 厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>【6】内閣府(2)【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び数字前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、おおよそ年末年始等、保育所等の利用児童が少量な場合の実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	—	—	—	—	—
<p>【6】内閣府(9) (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付(10条)については、以下のとおりとする。 ・災害援護資金の償還方法(施行令7条3項)については、省令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	災害援護資金の償還方法について、年賦、半年賦償還に加えて、月賦償還の方法によることを可能とした。	【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政発第81号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_212	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)
<p>【6】環境省(5) (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に関する地域アット協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要に対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>< 令文 > 【5】環境省(5) (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1)非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の特例に資する産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。 〔措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物対策室事務連絡)〕 〔(B)産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の特例に資する産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とした。〕 〔措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))〕</p>	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の特例に資する産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。	【環境省】廃棄物処理法9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例周知 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令)について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_214	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
<p>【6】内閣府(1) (1)災害救助法(昭22法118) (1)救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	—	伏き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。	【内閣府】災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政発第471号) 【内閣府】災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政発第376号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyus/2018/h306_tsuchi.html#h30_215	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	216	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法の民間賃貸住宅(借主自ら法政である)の供与における現金給付の通用	被災者が民間賃貸住宅の借主想定急仮設住宅(以下、「みなし仮設」といふ。)に居住するために住民が家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」に入居する住宅を自ら法政であるが、被災直後は「災害救助法」による救助を必要といても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となつてからも「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者に入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担するとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	217	08.消防・防災・安全	指定都市	熊本県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「被災区分」に依らない別のものによる額に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法」による救助の実施について(昭和40年5月11日付社務第99号)の様式に記載があるように、家賃被害が半壊又は全壊と認められた者に限られるよう形となっている。 実際の救助事務においては、震災証明書以外に「被災区分」を証明する手段が無いため、震災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、震災発生等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に震災証明書が発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「被災区分」を用いることは、非常に必要の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という趣旨に反している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka_yosona.html
H30	218	05.教育・文化	指定都市	熊本県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識技能等を有する者を非常勤職員として雇うもの)を任命し、又は雇い止しする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届けなければならぬことになっている。 各市町村で雇い止しているにも関わらず、届出た旨を都道府県委員会に届出する旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	219	02.農業・農地	指定都市	熊本県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(間接法)施行規則第7条 ○農地及び農用地に係る災害復旧事業計画概要書の様式を定める事件(告示「改正平成12年6月30日農林水産省告示第448号」の「災害復旧事業補助計画書」)	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であった。 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にわたる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上、敬儀を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、調査を行う上で、復旧事業に必要な工費費(補助対象事業費)の他に、工費費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合に、応急工事における工費費と工事雑費、本工事における工費費と工事雑費(補助対象外経費)とを区別して記載しなければならないなど、工費費(補助対象事業費)が含まれること、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	220	06.環境・衛生	指定都市	熊本県	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条に基づき市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の一環として選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業一本化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	選別作業一本化が社会と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	221	03.医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための未来世代応援推進同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設法令第38条	児童福祉施設の実地検査に係る効率的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効率的・効率的に実施し、児童福祉施設への負担を軽減するためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考える。そのため、例えば、過去の検査において指摘がない(少ない)施設や、実地検査を省略し、施設の運営に大きな問題がない(優良施設と認められる場合等)には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できると、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られた。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	「実地検査」を行うべき保育所も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることのできる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等適切に検査することが難しくなる恐れがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	222	06.環境・衛生	都道府県	宮城県、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第13条	国立公園特別保護地区内の外来生物の駆除に係る許可を不要とする	国立公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系の保全の観点からは、特定外来生物以外の外来生物である駆除を認容する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	近年、国立公園内では、フランスギク・セイウタンボタなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。 国立公園特別保護地区内において特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする者は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数等を明示しなければならず、許可が下りない場合(範囲)や本数を超えて駆除できない。 そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が成長した場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。 また、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけられることと検討したが、特定の場所や、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要がある、それを要するまでには対応できない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	223	05.教育・文化	都道府県	高知県、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第86条	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模校における全日制の教育課程にも拡大すること	高等学校における遠隔教育では、不登校や療養・障害により長期通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別の教育課程」として単位認定を認めている。 一方、物理や数学などが大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間での対応ができず、その他の教科の加力補習や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模校・地域の進学校に通学している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html
H30	224	06.環境・衛生	町	長野市、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	国立公園の指定日前から存在する建築物について、改築、建替等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所を建築が認められること、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなし、その規模を越えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	長野市(旧)の温泉街は、国立公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとして認められている。 当該温泉街の建築物は、廃屋となつてしまっているものが多いが、温泉街景観保全以外に、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当該市においてその撤去が課題となっている。 当該建築物の取り壊しを認めると同時に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなし、その規模を越えない建築物を新築するものとし、更に建築物を新築するものとし、自然公園法に基づく「第二種特別地域の許可基準(容積・高さ・階数等)を計画する旨、同じ規模の建築物の建設許可を出すことができない。 この既存建築物を撤去して長期間経過後の建築物の設置に限り「許可基準が適用されることが支障なく、廃屋等の撤去・建替が進まない状況である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html	
H30	225	09.土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)について、作業の効率性や調査を受けける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するため、都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定委託事務としての、経費及び事務手続の面で非効率である。 (具体例) ・都道府県は、国の説明会に出頭し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対する確認をしておき、国の指示がない調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括して外部委託をすれば、これらの事務が省費で効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国交省が、2回目以降を都道府県が実施することになっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体が分かりにくい。 (都道府県業務) 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等 (国土交通省業務) 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (優先年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【内閣府】</p> <p>(1)災害救助法(昭22法118)</p> <p>(1)借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。</p> <p>被災地域の実情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。</p> <p>借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	—	被災地域の実情に応じた家賃相場等について、適切な家賃上限額が設定されるよう、地方公共団体に周知した。 <p>借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、地方公共団体に周知した。</p>	【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料 <p>【内閣府】貸貸型仮設住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き(令和2年度5月内閣府政策統括官(防災担当))</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_216	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)
<p>【文部科学省】</p> <p>(4)教育職員免許法(昭24法147)</p> <p>(1)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であると、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。</p> <p>【措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)】</p>	—	—	【文部科学省】特別非常勤講師の任用に係る届出等への届出について(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_218	—
<p>【農林水産省】</p> <p>(4)農林水産施設及び農用施設等災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)</p> <p>(1)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>	—	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要しない様式へ改正した。	【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画書等様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_219	農林水産省農村振興局整備部防災課
<p>【経済産業省(5)】【環境省(7)】</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>市町村リサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の取組に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞</p> <p>【経済産業省(3)】【環境省(7)】</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60、以下この事項において「法」という。))において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和2年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の取組に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和2年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環戦略」のめらについてを踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月に4回パブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。	【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) <p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号)</p> <p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_220	経済産業省産業技術環境局資源循環経済資源部 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
<p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(x)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査)であって、保育所に対して行われるに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令2＞</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(3)児童福祉法(昭22法164)</p> <p>(x)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査)であって、保育所に対して行われるに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)】</p>	指導監査を効率的に実施している自治体の取組や、指導監査の効率化の取組を検討しに当たった留意点等を自治体に周知した。	【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(周知等)(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_221	厚生労働省子ども家庭局保育課
<p>【文部科学省】</p> <p>(1)学校教育法(昭22法26)</p> <p>高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒が利用可能な当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。</p> <p>【措置済み(平成30年3月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)】</p>	—	—	【文部科学省】遠隔教育の推進に向けた施策方針の策定について(通知)(平成30年3月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_223	—
<p>【国土交通省】</p> <p>(18)統計法(平19法53)</p> <p>法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術の合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞</p> <p>【国土交通省(19)】</p> <p>統計法(平19法53)</p> <p>法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <p>・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。</p> <p>【措置済み(令和3年予備調査において実施)】</p> <p>・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年4月から国が処理する。</p>	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 <p>「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとなる。</p>	【国土交通省】統計法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第46号) <p>【国土交通省】法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第17号)</p>	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_225	国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	226	05.教育・文化	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第49条の3	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告回数として「少なくとも二回」を削除し、1回の公告で可とする。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づき宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人の解散が課題となっている。法人の整理の方法として、宗教法人法では法人の清算による意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必要となっている。しかし、前述のように不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行はるは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理進捗の遅延となっている。なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	—
H30	227	02.農業・農地	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を二週間公開の縦覧に供しなければならぬが、当該縦覧を廃止する。 (2)農地利用配分計画の知事認可廃止 ①記載のとおり、機構は配分計画の知事の認可を受けなければならないが、基礎化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	(1)農地利用配分計画の縦覧廃止 農地中間管理機構は農地中間管理を有する農用地等について賃借権等の設定又は移転を行うおとすときは、農地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 【現行制度】 農地中間管理機構は、上記認可の申請があったときはその旨を公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公開の縦覧に供しなければならぬ。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項) 【支援事例】 ・事務手続に長期開を要する。 ・(機構)による借入れの借り手(貸付)まで約4か月要している。 ・都道府県や市町村と連携した事務負担が生じている。 ・手続が煩雑で、農業等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbo/2018/seibanbo/2018/0227.html
H30	228	03.医療・福祉	一般市	沖縄県、厚生労働省	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども、子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のよむ規模の大きい施設においては、通常認可保育所と同様に3歳児以下の子どもにおいても集団による教育、保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区の改正(29年9月施行)により特区内の規模保育施設において、3歳児以下の子どもを受け入れ可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け直しも確保されるため、後育型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	事業所内保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない、また、それ以外の地域型保育事業の連携施設については私営保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	—
H30	229	03.医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県、日本衛生のための持来世代応援	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定子ども園、認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定子ども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたことである。 その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省)と分割されている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それ以外にも、交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮の恐れがあることと、幼稚園から認定子ども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減)ことが多く、その場合、補助対象施設として規模維持部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならない。施設整備の推進に支障をきたしている。	—
H30	230	03.医療・福祉	一般市	船山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども、子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する法律	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定子ども園の職員配置基準に係る特別措置の期間延長	現在、幼保連携型認定子ども園において勤務する保育教諭は、保育士が幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることである。しかしながら、経過措置期間内には、施設として保育教諭になるために必要な資格を取得するよう働きかけられているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育教諭に不足が生じている。また、幼稚園教諭の養成期間も短縮されているため、平成31年度までの資格取得までに、市内の保育教諭に必要な資格を取得するに困難が生じている。この状態で、特別措置が終了すると、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行、幼保連携型認定子ども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seibanbo/2018/seibanbo/2018/0330.html
H30	231	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画については、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申す場を設けていただき、その意見を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。	—
H30	232	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申す場を設けていただき、その意見を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する。東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。この点が、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める。あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めていると同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	—
H30	233	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。この点が困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
H30	234	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する。東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。この点が困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
H30	235	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複核府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複核府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「都市計画法」については、現行の府県の区域にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域域であったり、府県域を超える場合においては、国が関与することはない、府県単位の区域指定が行われてきた。 本来一体である地域が区域指定によって分離されることが望ましくないことは言うまでもないところ。設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている。関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目録に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能とされているが、複核府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
			【国土交通省】統計法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第46号) 【国土交通省】法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第17号)		
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (a)農用地利用配分計画の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (b)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) ①農用地利用配分計画の縦覧については、廃止する。[措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))] (a)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。[措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))] (b)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。[措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。</p>	<p>【国土交通省】統計法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第46号) 【国土交通省】法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第17号)</p>		農林水産省経営局農地政策課
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。[措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]</p>	<p>事業所内保育事業については、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確にした。 保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れている場合には、連携施設の確保を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえた具体的な留意事項について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_228</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法17) 幼児連携型認定子ども園における保育教諭の移転措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>		<p>幼保連携型認定子ども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_230</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府県	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個等)
H30	236	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	A_権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨る重要な国有林の保安林の指定・解除権限の指定・解除権限の移譲等	重要流域内国有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を求め、複数府県に跨るものについては、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を変更してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際これ以上を大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間が定められていないものの、標準期間よりも長期間にわたって審査に要している事例があり、異様に遅延するケースも多発している。この点について、設立から7年が経過し、現地の状況が説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。また、複数府県に跨る重要な流域内国有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合へ移譲すべきである。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じた国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事象については、同意を要する国との協議とする等により解決されたと考えられる。	—
H30	237	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	A_権限移譲	自然公園法第20条第3項6・7・8項、第21条第4・6・7項、第22条第3項6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限(総合案内の除却(国土立公))について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の各区域内の為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(総合案内の除却(国土立公))について、関西広域連合への移譲を求める。	指定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限移譲の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。また、例えば平成19年に兵庫第3区、川後13郡山田区などについて種別・区域が失われている地域の自然再生施設の追加を行う軽微な計画変更を行うとしたところ、事前協議から策定大臣への申出(平成17年8月19日)まで決定(平成18年8月11日)まで2年近く遅延し、現状状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたこと、軽微な公開計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。	—
H30	238	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	A_権限移譲	自然公園法第20条第2項、第8条第2項	国立公園に関する公開計画の決定等権限の移譲	国立公園に関する公開計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国立公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のインシニアティブには充実した管理運営は望めない状況にある。しかしながら、現行の制度は、国立公園区域を指定し、公開計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなっており、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。また、例えば平成19年に兵庫第3区、川後13郡山田区などについて種別・区域が失われている地域の自然再生施設の追加を行う軽微な計画変更を行うとしたところ、事前協議から策定大臣への申出(平成17年8月19日)まで決定(平成18年8月11日)まで2年近く遅延し、現状状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたこと、軽微な公開計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公開計画決定することにより、一定の国の関与を致す必要があるのであれば、同意を要しない協定などで対応できると考えられる。	—
H30	239	07_産業振興	その他	関西広域連合	A_権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・5項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合化促進に関する法律、認定、変更の徴収等により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	240	07_産業振興	その他	関西広域連合	A_権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消及び府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	241	07_産業振興	その他	関西広域連合	A_権限移譲	中小企業等経営強化法第9条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等により府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	242	07_産業振興	その他	関西広域連合	A_権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、販売事務等に関する法律、登録の取消、基準適合命令等により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	243	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	A_権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、保安業務等に関する法律、登録の取消、基準適合命令等により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	244	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	A_権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第4条、第9条第1項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条第3項、第18条、第20条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、禁止命令等により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	245	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	A_権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第28条の22～23第1項、第28条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	246	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	A_権限移譲	大規模取組法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	大規模取組法に係る事務・権限の移譲	大規模取組法に係る事務・権限のうち、火災警報の製造施設や火災警報に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定により府県を跨るために近畿経済産業局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	247	09_土木・建築	その他	関西広域連合	A_権限移譲	建築業法第3条第1項、第3条の2第1項、第3条、第7条、第11条第1～3項、第12条、第13条、第15条等	建築業法に係る事務・権限の移譲	建築業法に係る事務・権限のうち、建築業の許可、営業停止、許可の取消等により府県を跨るために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	248	09_土木・建築	その他	関西広域連合	A_権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第2条、第3条第1項、第4条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第12条第4～7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の許可(免許)の取消、営業停止の取消等により府県を跨るために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	249	09_土木・建築	その他	関西広域連合	A_権限移譲	不動産鑑定業者に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産鑑定業者に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産鑑定業者に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告等により府県を跨るために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	250	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	A_権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1項～14項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び採下の上により府県を跨るために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	251	09_土木・建築	その他	関西広域連合	A_権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の18第3項、第7条の20、第7条の21第1～3項、第7条の22第1・2・4項、第7条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築業の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の委任等の届出受理のにより府県を跨るために近畿地方整備局の権限となっているもの(一)府県の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨る場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)	
H30	252	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	根拠法令等	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	—	
H30	253	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第45条、第54条第1項、第56条第1項	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・変更および府県域を跨ぐために地方環境事務所内の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求め、	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由には「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合が、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まえれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—		
H30	254	03.医療・福祉	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第3条第5項	准看護師の精訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。	准看護師の精訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の経由を必須条件としないことへの見直しを求める。	准看護師の精訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を経由しなければならない」とされている。申請の経由により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。	—	
H30	255	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者、又はこれと同等以上の学力を有する者、」の学歴要件について厳格することを求める。	調理師試験の受験資格については、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍謄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①学校教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。以上ことから、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験業務及び卒業証明書の発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上ことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。(参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者は、年間約5,000人から約6,300人程度で推移。	調理師試験の受験資格については、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍謄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①学校教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。以上ことから、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験業務及び卒業証明書の発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上ことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。(参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	—
H30	256	06.環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の見直し	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者、又はこれと同等以上の学力を有する者、」の学歴要件について厳格することを求める。	製菓衛生師試験の受験資格については、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍謄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①学校教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課することは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②製菓衛生師として必要な安全及び衛生に関する知識の習得状況は、製菓衛生師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。以上ことから、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験業務及び卒業証明書の発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上ことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。(参考) 関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	—	
H30	257	10.運輸・交通	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	通訳案内士法施行規則第16条第2項	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）」とするのではなく、証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野で受けること等を理由に診療を断られる事例が発生している。また、健康診断書については、口述試験において、通訳案内士の現場で必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることと鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請書の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くこと制度の見直しを求める。	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）」とするのではなく、証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野で受けること等を理由に診療を断られる事例が発生している。また、健康診断書については、口述試験において、通訳案内士の現場で必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることと鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請書の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くこと制度の見直しを求める。	—
H30	258	01.土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるよう立法改正を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫により自主的に取り組んでいく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。また、国土形成計画法は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市町村の声を幅広く拾い上げることが可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するとともに、広域地方計画協議会の事務局機能についても移管すべきである。	—	
H30	259	12.その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるよう立法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設けらる7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、関西広域連合は日本海側に港を有する京都府及び鳥取県も参加しており、当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となることから、港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合に移管すべきである。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり(関西広域連合の分野事務の1つには防災も含まれている)、行政の効率化を図ることでも考えられる。	—	
H30	260	12.その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第225条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国内移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法第225条の17の2による「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は必要に応じて当該市町村に協賛しなければならぬ(同条第4項)としている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)【支障事例】 支障事例は、移譲を求めるときである事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市町村から持ち寄ることが必要であると考えられている。しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことができない。構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このように、要請権の行使は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一定の蓋然性が見いだせば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄る、要請権を行使しようとする場合、要請権の行使の機軸が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。以上、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。	地方自治法第225条の17の2による「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は必要に応じて当該市町村に協賛しなければならぬ(同条第4項)としている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)【支障事例】 支障事例は、移譲を求めるときである事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市町村から持ち寄ることが必要であると考えられている。しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことができない。構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このように、要請権の行使は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一定の蓋然性が見いだせば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄る、要請権を行使しようとする場合、要請権の行使の機軸が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。以上、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。	—	
H30	261	12.その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	広域連合の規約変更における大規模手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の形成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。①広域連合が形成する事務が国の政策、事務等に深い関係を持つ蓋然性の高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を必ずし、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さない(判断するとはできない)(H28) ②許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性も判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H29) ③しかし、①について、広域連合では、構成府県市の事務を担うことができることとされているが、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため該当しない。④以上を踏まえて定められた事例であっても特別協議を要するもの、被災地対策及び構成府県市町村間の協賛と協力を要し、住民の福祉の増進や事務処理の効率化等の観点から審議、議決を得ていることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。この点を考えれば、総務大臣に重ねて適法性、妥当性を判断いただく必要がある(中略)である。以上、本件に関し、規約変更に係る許可制を届出制に改めることに関しは、地方分権の観点からいえば、広域連合制度の趣旨を考慮すれば、速やかに課題に対応できるように制度を整備していくことにより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3は総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加することを目指す。	—	
H30	262	08.消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助法の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財務措置を確実に行うこと。	災害救助法は、災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに災害弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)こととされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。被災自治体は被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、したがって、災害救助法に基づく救助に關し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財務措置を確実に行うことを求める。	—	
H30	263	12.その他	村	茨北村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付金要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされているが、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。	地方創生推進交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の条件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末まで間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の1月分の経理に充てることの実践上できないが、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。地方創生推進交付金交付金要綱第15条第4項において「数年度にわたる期間では事務有目録の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限り、仮に交付決定額的全額積戻しが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直しされない限り、切れ目のない支援ができない。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teishobusyuu/2018/teishobusyuu_jokoku.html	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	264	12.その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査令	国勢調査令 国勢調査令事務費補助金/事務費補助金に係る規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務費費で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする追加された。特に支障となっていない。中山間地等において、委託の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもつて定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先としては、毎日郵便配達を行っている日本郵便株式会社を想定している。加えて、対象地域への事前届出については、市町村が行うこととしたい(なお、中山間地等において実践的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大)	本件では、調査員確保のための募集活動は行っていないものの、景気の上向きや調査困難世帯の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27:527名→H28:479名)調査員の確保に苦勞をしており、特に中山間地域では、住民の高齢化等の要因に加え、調査員の確保に難い状況もあり、確保に苦勞している。また、平成22年度実施の国勢調査から集便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も可能となり、選択肢が増えたものの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な接触がますます重要となっている。そこで明示する。日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便局の定期的な訪問と住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できると及び郵便物のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が構築されている傾向を踏まえ本提案をするのである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	265	09.土木・建築	都道府県	岩手県、二戸市、岩手町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引士法の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓記載を可能にすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	266	12.その他	都道府県	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遊野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、平泉町、岩手町、紫波町、安中市、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	総務省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善 第5条、第6条、第12条、第14条 個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金に係る運用改善 (1)早期の交付決定(4月～9月までの上半期実施を基に、遅くとも12月には交付決定する。) (2)補助事業実施報告書様式第10号(市町村一県)及び第12号(都道府県)に対する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。 なお、総務省からの文書を受け、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定できる。 (3)算定基準額算出のための調査を1回にする。	(1)当該補助金は年度末までに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。 【平成29年度の場】 ○3月29日(木)交付決定受理(その後、県→市町村へ通知、併せて所要額も調査依頼)。 ○4月4日(水)所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県→国への報告、※土日を除くため、実質3日程度の事務処理日程) ○4月6日(金)算定基準額公表(その後、所要額等調査を基に、国→県→市町村へ実施報告の依頼) ○4月10日(日)算定基準額報告書の提出期限(市町村からの実施報告をとりまとめ、県→国への報告、※土日を除くため、実質1日程度の事務処理日程) ○2月に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指示(決定)文書が複数あり、どれを書けば良いのかが分かりづらく各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。 (3)年度末・市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を待てる総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調査を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手順が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	267	03.医療・福祉	中核市	青森市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法第5条 生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「生活保護受給金の支給事務の手引き」(生活困窮者自立支援制度に関する自治体マニュアル)(生活保護受給金の支給事務の取扱回答(附7-5))	生活保護受給金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づき生活保護受給金について、高齢者および障がい者ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就業活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	○生活保護受給金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。 ○生活保護受給金の受給開始後、疾患により就業活動ができなくなり、また当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後疾患の治療により就業活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○市町村(当該)には若くして就業活動は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促していることが重要である。 ○生活保護受給金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	268	03.医療・福祉	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法第27条第2号、地方自治法第229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に決められ行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求める。その理由については、右欄のその他(特記事項)に記載のとおりである。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者が徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)においては、公の施設の使用料決定処分と価格を併用しているものと考えています。また、内閣府のホームページに記載されている子ども子育て支援新制度における自治体FAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。一方、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらい、また、合理的な説明が困難と考えております。	—
H30	269	01.土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定権限の移譲	都市計画法第15条第1項において(次に掲げる)都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市の権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—
H30	270	06.環境・衛生	都道府県	山形県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「若石採取計画」認可基準の改正)	採石法において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来るよう、若石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。(もしも、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を決定する権限を付与(都道府県知事が条例等により認可基準を定める、当該基準に従って処分を行うこと)するよう採石法を改正すること。)	山形県道佐野では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。また、山形県は、業者の「若石採取計画認可申請(H28.11)に対して、申請要件不備(町条例)に基づく「規制対象事業」に該当しない旨の通知がない理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、公営調整委員会(公調委)に裁定申請を行い「係争中」。現行、農林漁業民泊の届出には飲食店営業許可の規制緩和の枠組みで、食事を提供することが可能であるが、宿泊客以外にも食事提供する場合に、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための施設の施設整備を要し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊客への食事提供の実績等を勘案し、農林漁業民泊に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	271	02.農業・農地	都道府県	山形県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成17年7月21日付厚生労働省通知「農林漁業等による林漁業体験宿泊施設の取扱いについて」	農林漁業民泊での食事提供について	農林漁業民泊における交流・人口拡大による農林漁業所得向上、産地振興の創出と地域活性化を促進するため、農林漁業民泊で食事提供できる対象者の範囲を宿泊客以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁業民泊において宿泊客以外にも食事提供を行うが、規定改正等により可能である旨を通知など明らかにしていただきたい。	農林漁業民泊が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実・デジタルツールなどによって「食べたい」が実現し、ということが考えられる。また、農山村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を眺めながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。現行、農林漁業民泊の届出には飲食店営業許可の規制緩和の枠組みで、食事を提供することが可能であるが、宿泊客以外にも食事提供する場合に、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための施設の施設整備を要し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊客への食事提供の実績等を勘案し、農林漁業民泊に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu_jokoku.html
H30	272	09.土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、国土交通省通知「都市局所管補助事業等にかかわる財産処分取組基準について」(国総経第244号、H20.12.22)	国庫補助事業を活用して取得した財産の目的外使用の承認基準緩和	国庫補助事業を活用して取得した活用用途等を目的外に使用する場合は補助金適正化法第22条に関する国土交通省の承認基準を緩和する。現行の基準では、交付等に収益がある場合、収益は補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除く国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前において得た売却益等を当該事業の目的外に活用することとすることを条件に、地方公共団体の収入にできるようにすることを求める。	【緩和の必要性】 国庫補助事業を活用して取得した財産を目的外で使用する場合、例えば道路事業用地を取得した場合で、全ての予定用地を取得完了するまでの間、先行して取得した土地を暫定的にコインパーキングや外資系店舗の店舗として、当該事業者の収益を得る。現行の基準では、交付等に収益がある場合、また整備工事を行っていないため、収益発生額を国庫に納めなければならない。地方公共団体としては活用しても十分な収入が得られないため、間接的に損失が生じ、判断をせざるを得ないのが実情である。結果として土地のポテンシャルが活かされること「未利用地など、不合理的である。緩和により土地利用を推進するよう求めたい。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【総務省】 (12)統計法(平19法53) (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>4【総務省】 (22)統計法(平19法53) (i)国勢調査(5条2項)については、調査員の負担軽減及び担い手の確保並びに情報漏えいリスクの軽減の観点から、以下のとおりとする。 令和7年に実施予定の次回調査に向けて、日本郵便株式会社に対し、郵便局員の調査員への登用について協力要請を行うとともに、民間委託を含め、関係者の協力等が得られるよう必要な環境を整備する。また、郵送配布方式を執行的に導入するとともに、オンライン回答率の向上を図るため、オンライン調査システムの機能改善を行う。</p>	<p>日本郵政株式会社に対して、令和7年国勢調査にかかる国勢調査員の募集に係る周知等について、協力を依頼した。 ※なお、対応方針のうち本件に関係するのは、郵便局員の調査員への登用についての協力要請にかかる部分のみ。</p>	<p>【総務省】令和7年国勢調査への調協力について(依頼)(令和6年12月10日付け総務省統計局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_264</p>	<p>総務省統計局統計調査部国勢統計課</p>
<p>6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士法の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令元＞ 5【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。 【措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議)】</p>	<p>宅地建物取引士証に旧姓を使用することが可能であること、その記載方法は旧姓の併記とする旨、都道府県を対象とした会議にて周知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することが可能である旨を都道府県に対して通知した。</p>	<p>【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議(1) 【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事会議(2) 【国土交通省】宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(令和2年3月18日付付国土動第133号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_265</p>	<p>国土交通省土地・建設産業局不動産課</p>
<p>6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。</p>	<p>—</p>	<p>個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、平成30年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図った。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p>6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令元＞ 5【厚生労働省】 (35)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする。</p>	<p>傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとするよう省令を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第22号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_267</p>	<p>厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭23法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可種業者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等において営業施設の許可要件を定め、許可すること等を改めて周知した。</p>	<p>【厚生労働省】農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて(平成31年3月29日付け厚生労働省令第3号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_271</p>	<p>厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	273	12.その他	市区長会	特別区長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	租税特別措置法第33条 議事録(議事録の議事録の特例の運用に関する協力方について(依頼)(東局直賞第152号 昭和52年8月15日))	租税特別措置法の課税の特例が適用された事業に供する土地の暫定活用の際の特例の取扱いの明確化	租税特別措置法の課税の特例の適用となる事業で、個人が法人化する土地の買取り等の結果、租税特別措置法の定めにより一定の要件を満たすケースでは被買取り者の譲渡所得への課税の特例が適用される。この際、暫定活用として収益事業を行った場合でも、特例への影響がないよう取扱いの明確化を求める。		—
H30	274	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(昭野0005第2号)、難病区家庭の保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭の保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義(以下)を加え、要件を緩和すること。 ① 認定保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする(企業実施場において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認定保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択幅が広がる。連携施設の確保が進むと考えられる。 2 代替保育は、地方分権改革を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所(代替保育が提供される場合)・事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めないとして基準が緩和されたことである。 現状、区市町村では、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有する市町村が認める者の判断に支援が生じている(下例参照)。要件や運用上の取扱いを具体的に明確に示すことで、家庭的保育事業における保育の確保が促される。連携施設確保の例外として、一定の要件を満たすことにより、代替保育の連携施設の確保を求めないとして基準が緩和されたことである。 ① 区市町村が自ら任用した家庭的保育者の補助要員 ② 議員の所見・休暇等に鑑み、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能)	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	275	03.医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭の保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭の保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準(以下「連携施設」といふ)の適用が義務付けられている。本規定については、平成25年3月31日までの経過措置が取られており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。しかし、特に、「常態での受け皿」では、連携施設が大半を占める保育所および認定こども園の利用調整が市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等から確保できる施設に限られている。また、3歳児以上において認可保育所の受け皿不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況下において、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴って保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	276	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもの関する教育保育等の協力的な取扱いの推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)	幼児連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	平成32年度以降は幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと。また、幼稚園教諭免許を更新していない在籍保育士も多数いることが想定されることから、施設認可申請において保育教諭の確保が困難となり、幼児連携型認定こども園の施設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関(国立大学・私立大学)が限られており、体大2校も受講できない状況にある。このままでは平成32年度時点でも免許の更新者が多数発生し、保育教諭の確保が困難となることから、幼児連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支援が生じるおそれがある。 (水分の削減) ・31年度末までに受講しなければならぬ人数 :529人(A) ・31年度末までに確実に受講できる人数 :340人(B) ・未受講とおそれのある者 :189人(C=A-B)	平成32年度以降は幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと。また、幼稚園教諭免許を更新していない在籍保育士も多数いることが想定されることから、施設認可申請において保育教諭の確保が困難となり、幼児連携型認定こども園の施設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関(国立大学・私立大学)が限られており、体大2校も受講できない状況にある。このままでは平成32年度時点でも免許の更新者が多数発生し、保育教諭の確保が困難となることから、幼児連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支援が生じるおそれがある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	277	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員認定資格取得制度等の見直し	今後研修でなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	平成27年度で設けられた放課後児童支援員制度に対し、県では平成31年度までの5年間に計画的に放課後児童支援員認定資格研修を実施しているが、研修修了後の退職者も出てきている。一方で、放課後児童支援員は利用者が増加傾向にあり、新たな人材の採用が必要である。今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続が望ましい。	—
H30	278	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮 【参考】 基準令第10条第2項第3号 ①2年以上児童福祉事業に従事した者 ②同条第9号 ③2年以上放課後児童健全育成事業に類似した事業に従事し市町村長が適当と認めた者 ④同条第10号 ⑤5年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者	基準令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬとされている。当該研修の受講要件は経験年数だが、このうち実務経験年数については、短縮を希望する市町村及び現場から多く寄せられている。具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準令上の配置(2名以上)が難しくなる事態が生じている。また、放課後児童支援員たるべき人材の要需を備えるためには、必ずしも2年以上の期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものと考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	279	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活に困難を有する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	生活に困難を有する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないと確認した上でその国に保護を求め、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないと確認した上でその国に保護を求め、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	280	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生への未来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省令第86号)	児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金の削減	児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金の削減	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所ある)に対し、児童養護施設は110か所)として、児童虐待等に関する家庭支援において重要な役割が期待される。現在、被害待りの8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要である。しかし、定数13の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku_yosano.html
H30	281	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生への未来世代応援知事同盟	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育士登録の取消しに関する本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに関して、取返等より所在が不明である場合は、法務部を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善された。	県内で、実用印を決定した保育士が複数、県として保育士登録を取り直す手続きを進めたが、当該保育士が取返されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。取返先について法務局に問い合わせたところ、法的な調査に基づき照会できなかったり、回答できない状況であった。そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたことと趣旨の回答があった。また、保育士登録証の送附も求めらるべきでなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。現状、都道府県は、本縣である市町村との関係において対象者の現住所を確認することはできるが、取返された場合については、その取返先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html
H30	282	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生への未来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域小児化対策重点推進交付金実施要綱	地域小児化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	地域小児化対策重点推進交付金の審査方式を簡略化し、企画内容と費用の概算等の審査を簡略化した。	地域小児化対策重点推進交付金については、平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、「地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の強化等の充実を図ることとされたところであるが、現在でも実際の審査においては複雑な根拠等の確認がいたりやり取りに多大な労力を要しているのが現状である。	—
H30	283	03.医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生への未来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼児連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼児連携型認定こども園の施設整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るための事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2者に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な配分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	幼児連携型認定こども園の施設整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るための事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2者に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な配分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	—
H30	284	02.農業・農地	知事会	農林水産省知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農地利用集積計画及び農地利用配分計画(以下「配分計画」といふ)の2つの計画作成が必要となり、公費負担期間があるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が多く寄せられている。農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農地利用配分計画の知事認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や富農に支援を求めている声が多く寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。また、現行制度上も、配分計画案については、市町農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものと考えられる。なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	https://www.cao.go.jp/bunkai-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ロ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の認定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするもの)であって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするもの)であって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。 【措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))】</p>	<p>連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することを可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_274</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ロ)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長した。</p>	<p>連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長した。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_275</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法7) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_276</p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (イ)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従ふべき基準」については、現行の基準の内容を「参照すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従ふべき基準」を参照し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>放課後児童クラブに係る「従ふべき基準」を参照し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月20日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_278</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>6【厚生労働省】 (36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 5【厚生労働省】 (43)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、地方公共団体が領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえ、確認の頻度等について適切に判断するものであることを地方公共団体に通知する。 【措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)】</p>	<p>外国人への生活保護の措置に関する領事館等への確認の頻度等について、過去の回答の有無等を踏まえ、地方公共団体が適切に判断するものがある旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_279</p>	<p>厚生労働省社会・援護局保護課</p>
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (イ)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令文> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (イ)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 【措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))】</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p><令3> 【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 【措置済み(令和3年予備調査において実施)】 ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 「統計法施行令」の改正(令和5年3月8日公布、4月1日施行)及び「法人土地・建物基本調査規則」の改正(令和5年3月31日公布、4月1日施行)により、当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、国が処理することとした。</p>	<p>【国土交通省】統計法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第46号) 【国土交通省】法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令(令和5年国土交通省令第17号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_287</p>	<p>国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室</p>
<p>【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。 ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見を聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。 ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。 ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やコースの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</p> <p>(16)都市計画法(昭49法100) (イ)地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調った場合は許可に際し関係者の意見を聴取が不要な旨を通知した。 コミュニティバスの用に供する施設について、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(一部改正について(平成31年3月29日付け国自原第304号、国自貨第156号)) 【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡)) 【国土交通省】コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)(平成31年3月29日付け国都計第149号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_289</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課 国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課</p>	
<p>【総務省】 (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付については、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。</p>	<p>個人番号カードの交付事務について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続が可能である旨を通知した。 また、マイナンバーカードに交付円滑化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表した。</p>	<p>【総務省】出展申請受付方式(企業等一括申請方式)及び出展申請サポート方式の推進について(平成31年1月31日付け内閣府大臣官房番号考制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長事務連絡) 【総務省】マイナンバーカードの申請・交付方法 【総務省】マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)(令和2年2月18日総務省自治行政局住民制度課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_290</p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>	
<p>【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (イ)特定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。</p>	<p>自己負担上限額管理票について、記載方法を改めて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について(令和元年6月26日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡) 【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について(指定医療機関用)(令和元年6月厚生労働省健康局難病対策課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_291</p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>	
<p>【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (イ)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(24条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行うおとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	<p>普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設に該当しない施設について、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>(参考:総務省)地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_292</p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経費支援室</p>	

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	293	12.その他	町	矢野町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第21条第1項及び公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項	公職選挙法第21条第1項の規定を見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を住民基本台帳法第6条第1項より、住民基本台帳に記載された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者とする。	公職選挙法施行令第10条の3において、「被選挙権を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人名簿を常時調査することは、極めて困難であり、全国171の市町村の選挙を対象とした総務省の調査においては、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録率が極めて少ない場合であれば、調査可能と思われたいが、調査を実施していない選挙と実施できていない選挙で対が異なり、選挙人に対し不平等が生じる。また、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するために必要な措置を講じなければならないこととなっており、居住実態に即した情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該期間調査でもたびたび漏れ漏れとあり、平成30年2月23日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見て前向きな方向性を模索してみたい」との御答弁があったところであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	294	12.その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)	PFJを活用した施設整備を行う場合の交付税措置	PFJを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があること明示	PFJを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があること明示。	—
H30	295	03.医療・福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定子ども園施設整備交付金交付事業、厚生労働省保育所整備交付金交付事業	認定子ども園に係る施設整備財源の一元化	認定子ども園に係る施設整備財源の一元化	【支援事例】 単体の認定子ども園施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画であるが、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者が負担することで、施設整備が可能となった。この件以外にも、文部科学省部分の交付金が滞り続いていたため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進捗の待機児童対策や認定子ども園の推進に大きな支障となっていた。	—
H30	296	01.土地利用(農地除く)	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)(都市施設(IV-2-2B.1.))	市町村が地域の実情に応じて公園の設置を判断できること	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況と前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市公園等の設置については、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.5ha以上5ha未満の開発行為については、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのほか、開発ごとに小規模な公園等が必要以上の多数設置されている。また、公園等の必要数の判断の目安となる開発区域の周辺状況について、許可権者の都道府県管理官等による市町村と判断官との協議による判断に同意することにより、開発行為の許可基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自体はこの規定に沿った判断をすることが望ましいとされている。このため、市街地のすぐ近くに田圃・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数設置することになり、実情に合っていない。このため、誘致距離については、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の実情に合った基準を定めることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度を見直すこと。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	297	03.医療・福祉	指定都市	相模原市	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第98条の2 国民健康保険法施行規則第27条の12の2 児童福祉法第19条の3第7項 児童福祉法施行規則第7条の12 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第9の9の項及び19の項	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるインテグレーションによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「所得区分」を収集可能としたこと。	〒9区区分、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と都連による取り扱いはなければならぬ。都連送付による事務が複雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送ができていない医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	298	07.産業振興	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	小規模事業者支援法に基づく経済産業大臣の認定権限	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支援事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づいた伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も明示されていないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要】 現在、県内の承認計画団体は18群を母体とし、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含まれた小規模事業者政策の見直しが行われているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とのことである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	299	03.医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型コロナウイルス対策特別措置法第10条	抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び事業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び事業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	—
H30	300	12.その他	都道府県	広島県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第5条	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内部総理大臣の認定権限	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内部総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支援事例】 広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町との間に支障が生じる恐れがある。また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには、市町村域外を越えて人の流れを創出するなど、都道府県へ効果波及させていくことが重要となっている。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を確保する観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手)上げ方式で移譲された場合を含むが認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。 ■市町との連携 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像を目指すこと、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働」にもまちづくりを掲げ、先進的な取組としてエリアマネジメント活動の推進を、本県と広島市が連携して行っている。 ■福山市との連携 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後地域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組みしていくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体的な取組を行っていくことである。	—
H30	301	07.産業振興	指定都市	札幌市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第16条及び第72条 計量法施行令第18条及び別表第3	水道メーターの検定有効期間の規制緩和	水道メーターの検定有効期間の8年以上への延長	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の8年以上への延長	—
H30	302	12.その他	都道府県	鳥取県、地域に開いた「公的職員」を応援する首長連帯会 鳥取県他61団体の長 宮城県、鳥取県、市井伸治	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第38条	地方公務員が副業をできること	地方公務員が副業をできること	若く企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参加できるよう促す。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	303	12.その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第201条の14	選挙運動の期間中に掲示されたポスターの撤去を可能とする	公職選挙法第201条の14(選挙運動の期間中に掲示されたポスターの撤去)について、撤去対象にのぼるものを追加するため、法文中の「ポスター」を「文書画」とする。	選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として学識者より紹介した政党等主催による政治宣伝の告知ポスター(以下「2連ポスター」)については、公職選挙法第201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその政党の名称を記載したポスターを掲示してはならないとされている。一方、2連ポスターと同じ取扱い(以下「1連ポスター」)については、直接的に規制する規定が公職選挙法にはない。このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補となった者が掲載されたポスターが、選挙運動期間中も引き続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたことが撤去できなかった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	304	01.土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	国有財産法第22条第1項及び第9項	国有地の無償貸付における要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていること、PFI等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	国有地の無償貸付による自治体での活用を確保するに当たり、国有財産法において利益を得る行為が制限されている。PFI等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html
H30	305	05.教育・文化	市区長会	指定都市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条第2号の7	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付が可能となる(国立大学法第34条の2)ことにより、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図る。その効果を生かすため、地方独立行政法人法の改正を提案するものとするため、地方独立行政法人法の改正を提案するものとする。	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の向上に取り組みするためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための体制整備が重要である。文部科学省においては、文部科学大臣の認定を受けた土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法第34条の2)ことにより、「大学の設置及び管理」以外の業務を行ってはならないとされている。公立大学は、資産の有効活用及び福利利用の充実を目的とし、キャンパス内外の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニエンスストア等の設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範囲で教育研究水準の向上を図ることができず、地方独立行政法人法の改正を提案するものとする。このため、地方独立行政法人法の改正を提案するものとする。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/eiambosyu/2018/eiambosyu_jokoku.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【国土交通省】</p> <p>(18)都市計画法(昭43法100)</p> <p>(19)開発許可の基準を適用するに必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令第25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緑衝緑地等が存在する場合もその対象となり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。</p>		<p>都市計画法施行令第25条6号ただし書の適用について、開発区域に隣接して緑衝緑地等が存在する場合についても適用できる場合があること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】国・地方公共団体が参画する担当者会議資料</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_296</p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p>
<p>【内閣府(14)】【総務省(15)】【財務省(5)】【文部科学省(14)】</p> <p>【厚生労働省(32)】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減を図るための必要な措置を講ずる。</p>	<p><令7></p> <p>【厚生労働省】</p> <p>(61)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)</p> <p>(1)指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(7条4項)については、令和7年度中に健康保険法施行規則(大15内務省令36)や「難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50)第5条第1項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱い」について(平26厚生労働省健康局疾病対策課長通知)等を改正し、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とする。</p>	<p>指定難病の医療費助成制度に係る医療受給者証(難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項)については、高額療養費制度の所得区分情報及び加入医療保険情報(保険者名称を含む。)の記載を不要とするため、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)及び「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱い」について(平成26年12月26日付け厚生労働省健康局疾病対策課長通知)等を改正した。</p>	<p>【厚生労働省】健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年厚生労働省令第7号)</p> <p>【厚生労働省】難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療及び特定疾患治療研究事業による医療に関する給付の対象療養に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(令和8年2月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_297</p>	<p>厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課</p>
<p>【経済産業省】</p> <p>(4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)</p> <p>経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえて、国及び都道府県の連携方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえて、必要な措置を講ずる。</p>	<p><令元></p> <p>【経済産業省】</p> <p>(6)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51)</p> <p>経営発達支援計画の認定(7条)については、商工会又は商工会議所が市区町村と共同して計画を作成するとともに、経済産業大臣が計画を認定しようとするときは、都道府県知事の意見を聴くこととする。</p> <p>〔措置済み(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号))〕</p>	<p>商工会又は商工会議所が市区町村と共同して経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣が計画を認定する際には都道府県知事から意見を聴くよう法改正した。</p>	<p>【経済産業省】商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 新旧対照表(抜粋)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_298</p>	<p>中小企業庁小規模企業振興課</p>
<p>【総務省】</p> <p>地方公務員法(昭25法261)</p> <p>(1)職員の賞与企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。</p>		<p>職員の賞与企業への従事等の制限について、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に必要な情報提供を行った。</p>	<p>【総務省】賞与企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)の取組等について(令和2年1月10日付け総行公第1号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)</p> <p>【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果)</p> <p>【総務省】別添2(兼業に関する取組一事例)</p> <p>【総務省】別添3(国家公務員関係法令)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_302</p>	<p>総務省自治行政局公務員部公務員課</p>
<p>【総務省(10)】【文部科学省(9)】</p> <p>公立大学法(平15法118)</p> <p>公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。</p> <p>・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸付けが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。</p> <p>・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。</p>		<p>公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸付け可能な事例を通知した。</p> <p>業務又は附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能とした。</p>	<p>【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治行政局財務調査課、文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡)</p> <p>【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)</p> <p>【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照表文</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_305</p>	<p>総務省自治行政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学振興課</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個案等)
H30	306	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	次世代育成支援対策実施整備交付金交付業務(別表1～3、次世代育成支援対策実施整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて)(2)	次世代育成支援対策実施整備交付金の手続の簡素化 次世代育成支援対策実施整備交付金(別表1～3、次世代育成支援対策実施整備交付金)の見積もりと、民間工事請負業者2社の見積りを比較して、いずれか最も低価格を基準として採択する要件について、民間工事請負業者2社の見積りを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発生される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に努力を要するとともに、民間業者に押しつけても負担は重い。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka.html	
H30	307	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B_地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付業務(別表1「放課後児童健全育成事業」)	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し 子ども・子育て支援交付金交付業務(別表1「放課後児童健全育成事業」)では、隔年する児童の取次いで補助基準額が定められており、児童20人を超え大きく開きがある。 よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準として、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、漸次を緩和されるよう交付要件を見直し(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員定数基準の見直し」とあわせて解決を図る)。 ＜参考＞ 児童数19人の場合:2,797,000円 児童数20人の場合:3,906,000円 (19人の積算とは、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」250,000円を含む)	国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様2時2時の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多様な方策を講じている。 (15人～19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在) 現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。 (20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka_yosan.html	
H30	308	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	環境省	B_地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2第5項第2項) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の10)	廃棄物処理法第15条の2の「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特別」について、現行許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(グラスク)の破砕施設を特別の対象と出来るよう所要の改正を求める。	産業廃棄物処理法第15条の2の「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特別」について、現行許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(グラスク)の破砕施設を特別の対象と出来るよう所要の改正を求める。 ＜参考＞ 児童数19人の場合:2,797,000円 児童数20人の場合:3,906,000円 (19人の積算とは、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」250,000円を含む)	産業廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特別は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、石膏ボード(グラスク)については県外の民間の民間処理施設で処理することを検討したものの、同意を適用できず、再資源化可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破砕施設は、家庭解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法対象の第7項では「非常災害に先行した廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量である」とを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模災害等の場合、多くの家庭が関与する発生量が高いため、石膏ボードや石膏ボードが多量に発生することが懸念される。また、石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては酸化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特別の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka.html
H30	309	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害救助法・局長通知	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な経費書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案する。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な経費書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、震災期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細く管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助物品(様式0.9.11.18等)については、総括的な内容記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要がある。輸送自費負担率を算出しているため、データ取得および算出まで作成に5分程度要する。輸送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。 加えて、各表紙に明確な記載例を明記いただくこと、災害の有無に関わらず、事前に開示していただきたい。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な経費書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、震災期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細く管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助物品(様式0.9.11.18等)については、総括的な内容記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要がある。輸送自費負担率を算出しているため、データ取得および算出まで作成に5分程度要する。輸送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。 加えて、各表紙に明確な記載例を明記いただくこと、災害の有無に関わらず、事前に開示していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka.html
H30	310	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「被災区分」に依らずに「別のもの」にする様に見直しを提案する。	被災者救助に係る生活必需品の支給については、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法」による救助の実施について(昭和40年5月11日付社通第99号)の様式に記載があることにより、家庭被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。 実際の救助事務においては、防災証明書以外に「被災区分を証明する手段が無い」ため、防災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に防災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。 生活必需品の「支給基準」に「被災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	被災者救助に係る生活必需品の支給については、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法」による救助の実施について(昭和40年5月11日付社通第99号)の様式に記載があることにより、家庭被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。 実際の救助事務においては、防災証明書以外に「被災区分を証明する手段が無い」ため、防災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に防災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。 生活必需品の「支給基準」に「被災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka_yosan.html
H30	311	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B_地方に対する規制緩和	農林水産施設災害復旧事業費(国庫補助)の暫定措置に関する法律第3条 (同法律)施行規則第7条 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画審査等書の様式を定める等の件(告示 改正平成12年3月30日農林水産省告示第446号)の5. 災害復旧事業補助計画書	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため。 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費を差し引きし、算出すること。 ③より記載しやすく、間違いにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案する。	被災農地等の災害復旧事業では、各自体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上、数値を記載するための取組が非常に多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることにより、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、総額として算出した額と差が生じると、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka.html	
H30	312	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	経済産業省、環境省	B_地方に対する規制緩和	容器包装リサイクル制度及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村による選別作業の省略 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性に即应的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の省略が可能である。また、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性に即应的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka.html	
H30	313	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B_地方に対する規制緩和	災害措置資金の支給等に関する法律第4条第3項	自治体で被災者の生活再建のために貸付ける「災害措置資金」の償還期間について、見直しを提案する。	災害措置資金貸付金は、借付から3年の「借置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした制度において、借置期間を借付から3年で生活を立て直すとは困難である。 また、借置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、借置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。つまりは、借置期間の延長とそれに伴う借置期間の延長を二重に貸付していただきたい。	災害措置資金貸付金は、借付から3年の「借置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした制度において、借置期間を借付から3年で生活を立て直すとは困難である。 また、借置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、借置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。つまりは、借置期間の延長とそれに伴う借置期間の延長を二重に貸付していただきたい。	https://www.cao.go.jp/bunken-suisin/teianbosyuu/2018/teianbosyuu/jokka_yosan.html
H30	314	02_農業・農地	一般市	見附市	農林水産省	A_権限移譲	農業振興地域整備に関する法律第13条	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存在する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定しなければならないが、一定規模集積地以上の農地除外の取扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様、農地除外の同意事項を撤廃する。	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存在する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定しなければならないが、一定規模集積地以上の農地除外の取扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様、農地除外の同意事項を撤廃する。 【支障事例】 現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。 【参考】 政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年から国策であった「国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るといっては地域の実情に即していないと思われる。	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存在する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定しなければならないが、一定規模集積地以上の農地除外の取扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様、農地除外の同意事項を撤廃する。 【支障事例】 現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。 【参考】 政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年から国策であった「国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るといっては地域の実情に即していないと思われる。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>【厚生労働省】 (38)次世代育成支援対策施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体へ事前当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体へ交付金の次年度要綱を速やかに周知した。</p>			<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2018/h306t_tsuchi.html#h30_306</p>	<p>厚生労働省子ども家庭局子育て支援課</p>
<p>【環境省】 (5)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。 また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。 あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令2＞ 3【環境省】 (3)廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137) (1)非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。 〔措置済み(令和2年環境省令第18号)〕</p>	<p>【環境省】廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡) 【環境省】条例制定事例 【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知) 【環境省】(概要)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課) 【環境省】(条文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2018/h306t_tsuchi.html#h30_308</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>	
<p>【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) (イ)救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>炊き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】災害救助法による救助の実施について(の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号)) 【内閣府】災害救助費負担金の国庫負担について(の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2018/h306t_tsuchi.html#h30_309</p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>	
<p>【農林水産省】 (4)農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (イ)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>	<p>告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要しない様式へと改正した。</p>	<p>【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(の一部改正する件(農林水産省告示第359号))</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2018/h306t_tsuchi.html#h30_311</p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>	
<p>【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村がリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の取組推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体コストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>＜令3＞ 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3第60号)以下(以下「法」という。))において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することと、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)とごう、法は公布(令和3年6月11日)後3年以内に行うこととされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>市町村がリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の取組推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年4月4日に成立、同月11日に閣議した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議した。また、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に閣議した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議した。以上より、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同月4日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省令第1号)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/seimbosyu/2018/h306t_tsuchi.html#h30_312</p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>

平成26年～令和7年分 提案募集方式データベース

年	特別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	315	03.医療・福祉	一般市	米子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法	子ども・子育て支援給付費(章註則)の請求等に係る業務の効率化	子ども・子育て支援制度に基づく施設型給付費の支払いのための事業者・自治体間のデータ交換について、国におかれて、計算フォームの開発・配布を行うなど地方の事務作業の効率化を図ることを求める。		—
H30	316	03.医療・福祉	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号の登録に関する法律	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を定める規定を見直すこと 介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/jeikka.html
H30	317	12.その他	一般市	今治市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法	地方自治法施行規則・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	給付支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	社会保険・児童手当の開始に伴い、事業主から市へ提出される給付支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。しかし、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。このように調査する作業が発生した(年間1000件程度)。また、回世等であれば住民基本台帳より配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配対対象者の住所等を再確認する必要が生じている。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/jeikka.html
H30	318	03.医療・福祉	町	江府町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに関する費用の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の見直し	中山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるように、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担が分かっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものがある。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。このように、大規模事業所に負担が強い状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障をきたすこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえた場合にも大規模事業所でも加算が適用できるように見直しを求めるもの	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/jeikka_yosan.html
H30	319	03.医療・福祉	中核市	那覇市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、および当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員」その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとするに基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同様調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等としてもほしいと要望がある。 支援事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけたも、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu/jeikka.html

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)等記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受けると同等の本人確認のための措置を講じた場合に限る、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(回令27条1項)等</p>		<p>被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_316</p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課</p>
<p>6【厚生労働省】 (27) 介護保険法(平9法123) (イ) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>≪令2> 5【厚生労働省】 (30) 介護保険法(平9法123) (イ) 要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。 [附置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]</p>	<p>指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。</p>	<p>【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h306_tsuchi.html#h30_319</p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課</p>